

# 令和3年第1回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和3年3月9日 開会

令和3年3月18日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和3年第1回新十津川町議会定例会

令和3年3月9日（火曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第4号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第8 議案第5号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第9 議案第6号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第7号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第11 議案第8号 新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第9号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第13号）  
(内容説明まで)
- 第13 議案第10号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)
- 第14 議案第11号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)
- 第15 議案第12号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
(内容説明まで)
- 第16 議案第13号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第17 議案第14号 新十津川町道路線の認定及び変更について

(内容説明まで)

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑晃君

---

### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

新型コロナウイルスの発生による感染症の拡大が本格化してから約1年が経過をいたしました。これまで、日常生活では感染リスクを回避する行動を徹底するとともに、町政においては、スピード感をもって感染拡大防止対策、経済支援対策が立案され実行されました。対策を講じてはいるものの、感染症の終息はいまだ見通せない厳しい状況にあります。町理事者をはじめ、職員の皆さまには、英知と経験をもって困難な業務に取り組み、町政の推進に寄与されておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、国においては、いよいよコロナワクチンの接種が開始され、その効果に期待がかかるころではありますが、医療の現場はまだまだひっ迫している状況にあります。改めて、医療関係の皆様の献身的な努力に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

町議会といたしましても、町民の皆さまが安心な生活を取り戻せるよう、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますけれども、これを割愛いたしまして、ただ今から令和3年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、鈴木康裕君。5番、小玉博崇君。兩名を指名いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） 皆さま、おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和3年3月4日、午前10時から11時20分まで、場所は、議会委員会室でございます。出席者は、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺

田総務課長のご出席を賜りました。

協議事項でございます。

令和3年第1回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、3月9日から3月18日までの10日間といたしたいとするものでございます。

日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めてまいりますので、ご理解をいただきたく存じます。

付議案件は、条例の制定2件、条例の一部改正6件、条例の廃止2件、令和2年度会計補正予算5件、町道路線の認定及び変更1件、令和3年度会計予算5件の計21件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

令和3年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議につきましては、議長を除く議員10名による予算審査特別委員会を設置して行うことといたします。

一般質問は、3人から4件の通告を受けてございます。

請願、陳情等の受理状況につきましては、3月3日現在、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。内容を精査いたしまして、この2件を議長預かりとして処理いたしてございます。

以上で、議会運営委員会報告といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの10日間に決定をいたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、石狩川流域下水道組合議会、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定棚に保管されていることから、これを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

## ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いをいたしますが、配付した資料に記載がない事項について口頭で報告があるということですので、これを受けたいと思います。

町長、登壇の上、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告に記載をしていない部分について、2点、この機会にお知らせをしたいというふうに思います。

1点目は、新型コロナウイルスの感染症防止策の決め手といわれているワクチン接種の件。2点目が、大雪による農業者への融雪剤助成についての考え方について、この機会にお知らせをさせていただきたいと思います。

まず1点目のワクチン接種の件でありますけれども、国や道からの情報不足や医療機関への協力体制の要請依頼が徹底しておらず、また、新聞などで先に情報が知らされるなど、情報が錯そうしている状況にあります。また、現時点ではワクチンの供給が、いつ、どのくらい入ってくるのかが不透明な状況にあるのも事実であります。

そのような中にありますが、町内の医療機関の積極的な協力を得て、花月クリニックと空知中央病院での個別接種、それと、ゆめりあでの集団接種が円滑にできるように着々と準備を進めているところであります。

現在、担当に入っている最新情報であります。ワクチンを保管する超低温冷凍庫につきましては、今月末に花月クリニックに配置される予定になっております。

高齢者に用いる新型コロナワクチンにつきましては、4月の最終週に一箱195瓶入りが届く予定になっておりまして、届けば1瓶5人分の接種でありますから、975回分の接種ができることとなります。

なお、新型コロナウイルスの予防接種に関する町民の皆さまの疑問や不安などの様々な問い合わせ、さらには、予防接種の予約受付に的確に対応できるコールセンターの開設を準備しているところであります。

また、ゆめりあで行う集団接種に際し、移動が困難な方についての送迎なども含めて、安心して予防接種が実施できるよう万全な体制を整え、準備していることを報告をさせていただきます。

2点目であります。まず、今年の大雪の状況につきましては、各常任委員会開催時に副町長から数値の報告をしているところであり、ご承知おきのことと存じますが、建設課で記録を取っている平成14年度以降、最大の降雪量を記録した平成29年度の10メートル23を超え、今日現在、10メートル72センチと最大値の記録が更新されたところであります。

この大雪の影響をまともに受け、融雪遅れによる春作業の遅延が懸念されるところであります。このような状況から、去る、2月24日、JAピンネの鎌田組合長、新井専務が来庁され、大雪による農業被害や良質農産物生産のための営農に対する支援の要請を受けたところであります。

平成29年度の大雪の際にもピンネ農業協同組合から同主旨の内容の要請を受けており、農協と町が足並みを揃えて融雪剤一袋当たり50円の助成を行い、町では8万2,492袋分、金額にして約420万円の助成を行い、融雪促進に対する支援を行ったところであります。

このような経緯であることを踏まえ、平成29年度を上回る降雪状況を鑑み、基幹産業である農業を守るために融雪促進に対する支援は必要であるとの認識に立ち、前回同様の内容にて支援をしていく考えであることを申し述べさせていただきます。

なお、予算措置につきましては、令和3年度の早い段階で議会臨時会を開催し、必要額を補正予算に上程させて頂く考えであることも申し上げます。

以上、2項目を口頭でこの機会に報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

#### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長の教育行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第4号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第4号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

4ページをお開き願います。

提案理由でございます。

新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙運動に係る費用の一部を公費負担することにより、当該選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては選挙管理委員会書記長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 寺田佳正君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました議案第4

号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について内容をご説明申し上げます。

これまで町村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が公費負担の対象となっておりますでしたが、全国町村議会議長会、全国町村会の要望などによりまして、令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、同年12月12日に施行となったことに伴い、条例を制定することにより、町村においても、これらを公費負担の対象とすることが出来るようになりましたので、本町におきましても、町議会議員選挙並びに町長選挙の立候補に係る環境の改善を図りたいとして、本条例案を付議させていただくことといたしました。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

条例は、全12条の構成となっております。

第1条は、条例の趣旨について定めております。

次の第2条から第5条につきましては、選挙運動用自動車に係る規定で、第2条では、候補者は、自動車の使用形態により、6万4,500円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を定めております。

ただし、公費負担を受けることが出来るのは、供託金が町に帰属することとにならない場合、いわゆる、没収にならない場合に限られ、この後説明します選挙運動用のビラ、ポスターについても同様の取り扱いとなります。

参考までに、供託金の没収点ですが、町長選挙につきましては、有効投票総数を10で除して得た得票、今回の公職選挙法の一部改正において、新たに制度が導入されました町議会議員選挙につきましては、有効投票総数を議員定数で除し、さらに10で除して得た得票となっております。

なお、この条例で定める単価や算定方法等につきましては、第11条に規定しておりますポスターの作成単価に、一部、本町独自の単価を設定しておりますが、その他につきましては、すべて公職選挙法施行令の規定に準じて定めております。

また、公費負担の支払い方法につきましては、本条で定めます自動車のほか、ビラ、ポスター、すべて候補者が有償契約を締結した相手方へ支払うこととなり、候補者が行った立替払いは対象となりません。

次に第3条でございますが、契約締結の届出ということで、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとするものは、その使用に関し、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第4条は、公費負担額及び支払い手続で、町は、候補者が締結した有償契約の相手方に次の各号の区分に応じて費用を支払う旨を定めております。

第1号ですが、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆる、ハイヤー方式の場合で、1日1台限り、日額6万4,500円を限度に、選挙運動に使用された日数分が公費での負担となります。

第2号は、第1号の一般運送契約以外の場合の規定で、いわゆる、レンタカー方式の場合です。

アでは、自動車の借入れについて、1日1台限り、日額1万5,800円まで。



イは燃料代で、届け出された自動車1台分について、日額7,560円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額まで。

ウは運転手の報酬で、1日1人限り、日額1万2,500円まで公費負担することを定めております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定で、同一の日に第4条第1号、2号の一般運送契約とそれ以外の契約が、いずれも締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用する旨を定めております。

次に、第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラに係る規定となっております。これまで町村議会議員選挙では、選挙運動用ビラの頒布が認められておりませんでした。今回の改正で認められることとなりました。

第6条は、公費負担に係る規定で、候補者は、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる旨を定めております。

第7条は、契約締結の届出で、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとする者は、その作成に係る有償契約を締結し選挙管理委員会に届けることを定めております。

第8条は、公費負担額及び支払い手続で、1枚当たり7円51銭を上限として、これに作成した枚数を乗じて得た金額を、町は有償契約の相手方に支払うことを定めております。

なお、公職選挙法おきまして、ビラの作成枚数の上限が定められておりまして、町村議会議員選挙については1,600枚、町長選挙につきましては5,000枚となっております。

次に、第9条から第11条につきましては、選挙運動用ポスターに係る規定となっております。

第9条は、公費負担に係る規定で、候補者は、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを定めております。

第10条は、契約締結の届出で、公費負担の適用を受けようとするものは、選挙運動用ポスターの作成に係る有償契約を締結し選挙管理委員会に届けることを定めております。

第11条は、公費負担額及び支払い手続に係る規定で、町は、作成単価に枚数を乗じて得た金額を有償契約の相手方に支払うこととし、作成単価、枚数、それぞれに上限が定められております。

作成単価につきましては、1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数を乗じ、これに6万4,200円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額が、ポスター作成単価の上限額となり、1枚当たりに換算しますと2,995円が上限額となります。

作成枚数につきましては、ポスター掲示場の数の範囲内となります。本町における、直近の選挙でのポスター掲示場の数は、26か所となっておりますので、最大作成枚数は26枚となり、これに作成単価を乗じて得た金額が、町が有償契約の相手方に支払う限度額となります。

なお、ポスター作成単価を算出する際の先ほどの加算額につきましては、国の基準ではポスター掲示場の数が500か所以下の場合を一区分として31万500円と設定されております。

これを本町のような小さな団体にそのまま当てはめて単価を計算いたしますと、1枚当たりが1万2,467円となってしまい、ポスター作成経費の実情とは、かけ離れたものとなってしまふことから、本町の実情に合わせて加算額を6万4,200円として設定をしたものでございます。

第12条は委任に係る規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとし、この条例の施行の日以後、その期日を告示される新十津川町議会議員又は新十津川町長の選挙から適用することとしております。

最後に参考といたしまして、本条例を適用して公費負担を行った場合の財政負担について申し上げます。

議会議員選挙において、仮に立候補者が12名で、選挙運動日数5日間、選挙運動用自動車はレンタカー方式、ビラ、ポスターを含めて、すべて限度額まで公費負担するとした場合で約323万円、無投票の場合は、選挙運動期間が1日となりますので、約138万円の公費負担と試算しております。

同じ条件で町長選挙について試算いたしますと、立候補者が2名の場合は約59万円、無投票の場合は約15万円となっております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第5号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第5号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

国が実施する不妊治療費助成制度の対象要件が緩和されたことに鑑み、本町における不妊治療費助成制度についても同様に対象要件の緩和その他所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今上程いただきました議案第5号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容のご説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第1号は、夫婦の定義を法律婚から事実婚へ拡大するものでございます。

第4条の第1号から第3号については、配偶者が単身赴任をしている場合などを想定した居住要件を整備するため、対象者を夫婦から、治療を行った者とするなどの文言修正を行っております。

また、全ての方が不妊治療の経済的負担の軽減が受けられるよう所得要件を撤廃することから、第4号を削除いたします。

改正後の第4号から第5号につきましては文言修正であり、第6号は、号番号の修正でございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。施行期日は、公布の日から施行いたします。

第2項は経過措置として、改正後の条例第2条第1号及び第4条の規定は令和3年1月1日以後に受けた不妊治療に要する費用の助成について適用し、同日前に受けた不妊治療に要する費用の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第5号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第6号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第6号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について。

新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

事業資金の借入に係る利子補給率の特例措置を延長し、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表3ページをご参照願います。

附則第3項中の令和3年3月31日までの時限立法で終期を定めていたのを令和6年3月31日まで3年延長したいとするものでございます。

議案の方にお戻り願います。

附則では、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第7号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第7号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第7号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について。

新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染の収束が見込めないことから、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を増額する特例措置の期間を延長するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表5ページを併せてご参照願います。

この条例の改正につきましても、昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大から、経済的負担を考慮し、奨学金の貸し付けを増額をさせていただいたところでございまして、その規則を本年3月までと定めていたものを、令和4年3月までと終期を1年延長し、新型コロナウイルスの経済的影響を考慮し、この特例措置を延長したいとするものでございます。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第8号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第8号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第8号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

ふるさと公園屋外体育施設の閉鎖時期をふるさと公園サンウッドパークゴルフ場に合わせることにより、これらの施設の冬季に向けた閉鎖作業を一体的に行い、作業の効率化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

新旧対照表7ページも併せてご参照願います。

第6条中の閉鎖日を今まで11月15日と定めていたものを、パークゴルフ場の閉鎖日と合

わせるため、11月4日に改めるものでございます。

条例の方にお戻りいただき、附則として、この条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

(午前10時40分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

---

◎議案第9号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第9号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第13号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第9号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第13号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第13号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,375万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,623万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、第4表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小林透君登壇]

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第9号、令和2年度新十津川町一

般会計補正予算第13号につきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1 款、町税。補正額2,995万4千円の増額で、内訳は、町民税2,328万7千円、固定資産税で638万3千円、軽自動車税で108万4千円の増額、入湯税で80万円の減額でございます。計5億8,185万9千円。

6 款、法人事業税交付金。補正額100万円の増額で交付額確定によるものでございます。計110万円。

7 款、地方消費税交付金。補正額1,678万4千円の増額で交付額確定によるものでございます。計1億4,678万4千円。

9 款、国有提供施設等所在市町村助成交付金。補正額7万4千円の増額で交付額確定によるものでございます。計37万4千円。

10 款、地方特例交付金。補正額604万9千円の増額で交付額確定によるものでございます。計854万9千円。

11 款、地方交付税。補正額2億4,599万1千円の増額で交付額確定によるものでございます。計31億8,099万1千円。

13 款、分担金及び負担金。補正額853万円の減額で、内訳は、基幹水利施設管理分担金徳富ダム地区1万5千円、基幹水利施設管理費負担金徳富ダム地区715万4千円、北美沢線林道協定負担金61万4千円、学校給食運営事業負担金74万7千円の減額でございます。計5,493万1千円。

14 款、使用料及び手数料。補正額122万5千円の減額で、内訳は、総合健康福祉センター健康体力増進室使用料50万円の減額、ふるさと公園及び公園内観光施設使用料64万円の減額などがございます。計1億2,322万7千円。

15 款、国庫支出金。補正額190万3千円の増額で、内訳は、障がい者介護給付費等負担金1,061万8千円の減額、社会資本整備総合交付金2,122万9千円の減額、道路メンテナンス補助金4,542万9千円の増額などがございます。計16億5,037万3千円。

16 款、道支出金。補正額308万9千円の増額で、内訳は、障がい者介護給付費等負担金253万7千円の減額、子どものための教育・保育給付費負担金172万2千円の減額、環境保全型農業直接費払交付金199万円の減額、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,431万4千円の増額などがございます。計5億5,580万9千円。

17 款、財産収入。補正額73万円の減額、土地売り払い収入47万9千円の増額、その他町有住宅等貸付料74万6千円、基金運用収入57万4千円の減額などによるものでございます。計3,098万円。

18 款、寄附金。補正額903万円の増額は、ふるさと応援寄付金、庁舎建設寄付金などによるものでございます。計1億2,903万1千円。

19 款、繰入金。補正額1億5,836万3千円の減額で、財源調整によるものでございます。計6億8,504万2千円。

21 款、諸収入。補正額317万1千円の減額で、就学資金貸付金収入、宝くじ交付金収入、包括的支援事業負担金いきいきふるさと推進事業助成金など989万2千円の増額から学校

給食費負担金、宝くじ交付金収入、介護予防・日常生活支援総合事業負担金など1,306万3千円の減額分を差し引いたものでございます。計3億9,434万円。

22款、町債。補正額1億1,810万円の減額で、減収補てん債850万円の増額から庁舎建設事業債3,850万円、道路改良事業債2,770万円、橋りょう長寿命化事業債2,200万円などの減額分を差し引いたものでございます。計24億5,552万9千円。

歳入合計、補正額2,375万5千円の増額、計102億3,623万1千円となります。

続きまして、歳出でございます。

1款、議会費。補正額241万5千円の減額、計5,544万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

2款、総務費。補正額8,129万1千円の減額、計28億462万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金240万7千円の減額、地方債4,920万円の減額、その他754万3千円の減額、一般財源は2,214万1千円の減額でございます。

3款、民生費。補正額4,019万2千円の減額、計16億8,539万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金3,338万円の減額、地方債100万円、その他3,050万5千円の減額、一般財源2,269万3千円でございます。

4款、衛生費。補正額3,857万3千円の減額、計5億3,337万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金160万9千円の減額、地方債730万円の減額、その他2,446万1千円の減額、一般財源は520万3千円の減額でございます。

6款、農林水産業費。補正額2,974万4千円の減額、計9億844万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金238万5千円の減額、地方債680万円の減額、その他936万4千円の減額、一般財源1,119万5千円の減額でございます。

7款、商工費。補正額2,512万円の減額、計3億3,563万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金946万3千円の減額、地方債330万円の減額、その他770万3千円の減額、一般財源は465万4千円の減額でございます。

8款、土木費。補正額4,727万2千円の減額、計9億1,215万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金2,331万9千円、地方債4,970万円の減額、その他698万9千円の減額、一般財源は1,390万2千円の減額でございます。

9款、消防費。補正額1,250万7千円、計4億8,526万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,431万4千円、一般財源は180万7千円の減額でございます。

10款、教育費。補正額5,585万9千円の減額、計5億7,034万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,627万7千円、地方債930万円の減額、その他2,022万8千円の減額、一般財源4,260万8千円の減額でございます。

12款、公債費。補正額3億5,896万7千円、計10億6,346万7千円。財源内訳は、特定財源でその他1,792万7千円の減額、一般財源3億7,689万4千円でございます。

13款、職員費。補正額2,725万3千円の減額、計8億4,349万1千円。財源内訳は、一般財源2,725万3千円の減額でございます。

歳出合計、補正額2,375万5千円、計102億3,623万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金466万6千円、地方債1億2,660万円の減額、その他1億2,472万円の減額、一般財源は2億7,040万9千円でございます。

19ページにお戻り願いたいと思います。

継続費補正についてご説明を申し上げます。

変更でございます。

款、2款総務費、項、1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業。

変更のある部分について申し上げます。

補正前総額16億5,705万6千円、補正後総額16億1,670万5千円、補正前年度及び年割額、令和2年度、13億9,194万6千円、補正後年度及び年割額、令和2年度、13億5,159万5千円。これは実績に基づく変更でございます。

続きまして、事業名、庁舎建設事業（地中熱工事）でございます。

変更のある部分について申し上げます。

補正前総額6,435万円、補正後総額6,105万1千円。補正前年度及び年割額、令和2年度、4,001万9千円、補正後年度及び年割額、令和2年度、3,672万円。これも実績に基づく変更でございます。

次、款、7款商工費、項、1項商工費、事業名、ふるさと公園再整備事業（実施設計）でございます。

変更のある部分について申し上げます。

補正前年度及び年割額、令和2年度、1,683万円、令和3年度、1,138万5千円。補正後年度及び年割額、令和2年度、1,358万3千円、令和3年度、1,463万2千円。これは、工区の一部変更によるものでございます。

続きまして、繰越明許費補正についてご説明を申し上げます。

追加でございます。

款、2款総務費、項、1項総務管理費、事業名、光回線整備推進事業、金額2億1,611万4千円。これは、町内に光回線敷設を進めているNTTに対して負担金を支出するものでございますが、当該整備が年度をまたがるため繰越明許費補正するものでございます。

次、款、3款民生費、項、1項社会福祉費。事業名、総合健康福祉センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業、金額5,830万円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、ゆめりあの換気能力の強化を図るために、空調設備を能力の高いものに更新するものでございますが、当該更新が新年度にまたがることから繰越明許費補正をするものでございます。

次、款、9款消防費、項、1項消防費、事業名、農業用排水施設管理事業、金額2,000万円。これは、当該事業が令和3年度の農業水路等長寿命化・防災減災事業として補助要望してございましたものですが、前倒しして本年度補助金が交付されることとなったことから、本年度事業費2,000万円分を繰越明許費補正するものでございます。

次、款、9款消防費、項、1項消防費、事業名、避難所感染症予防対策事業、金額746万5千円。これは、避難所感染症予防対策のため導入予定の間仕切り用物品が、本年度中の納品に間に合わないということでございますので、繰越明許費補正をするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

地方債補正についてご説明を申し上げます。

はじめに、追加でございます。

起債の目的、減収補填債。限度額850万円、起債の方法、利率、償還の方法につきまし



ては記載のとおりでございます。これは、コロナ対策特例税目の減収額に対して発行するもので、本町は、たばこ税、地方消費税交付金、揮発油譲与税が対象税目でございます。

次に、変更でございます。変更のある部分のみご説明を申し上げます。

起債の目的、庁舎建設事業債。補正前限度額11億8,900万円、補正後限度額11億5,050万円。

次、起債の目的、消防庁舎建設事業債。補正前限度額3億6,190万円、補正後限度3億5,250万円。

次、起債の目的、庁舎地中熱設備整備事業債。補正前限度額2,180万円、補正後限度1,850万円。

次、起債の目的、火葬施設整備事業債。補正前限度額4,700万円、補正後限度4,100万円。

次、起債の目的、ごみ処理施設整備事業債。補正前限度額430万円、補正後限度300万円。

次、起債の目的、木質バイオマス施設整備事業債。補正前限度額2億2,150万円、補正後限度2億1,470万円。

次、起債の目的、ふるさと公園再整備事業債。補正前限度額1,680万円、補正後限度1,350万円。

次、起債の目的、道路改良事業債。補正前限度額9,680万円、補正後限度6,910万円。

次、起債の目的、橋りょう長寿命化事業債。補正前限度額3,660万円、補正後限度1,460万円。

次、起債の目的、小学校運動場整備事業債。補正前限度額3,410万円、補正後限度2,850万円。

次、起債の目的、小学校ネットワーク環境整備事業債。補正前限度額335万円、補正後限度280万円。

次、起債の目的、中学校ネットワーク環境整備事業債。補正前限度額175万円、補正後限度160万円。これらは、実績に基づく減額変更でございます。

次に、廃止する地方債でございますが、現年度発生単独災害復旧事業債200万円は、単独災害の発生がなかったことから廃止をするものでございます。

地方債補正の説明は以上のとおりでございます。

続きまして、歳出の補正内容をご説明申し上げます。

歳出の内容につきましては、別添資料で歳出一覧表を配付させていただいております。資料には右端の欄に補正理由が記載してございますので、ご参考にしていただきたいということでございます。

なお、補正理由欄に実績見込みによる減額と記載しております事業につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

また、補正額はゼロですが、過疎債等の充当による財源の振替を行う事業につきましても、資料に記載してございますので説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、72ページ、73ページをお開き願います。

2款1項10目諸費。事業番号2番、ふるさと応援寄付金推進事業、補正額359万7千円は、ふるさと応援寄付金が当初見込みより増となったこと及びふるさと納税サイトの使用料が8パーセントから10パーセントに変更になったこと並びに返礼品目で、2か月ごとに5回、米を返礼する米定期便が昨年度後半から増加したことなどによりまして、見込まれ

る不足分を補正計上するものでございます。

事業番号6番、財政調整基金積立金17万7千円は、運用収入を積み立てるものでございます。

事業番号8番、ふるさと応援基金積立金521万4千円は、ふるさと納税の増分を積み立てるものでございます。

76ページ、77ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。事業番号6番、総合行政システム管理事業106万4千円は、令和3年度から運用開始となる障がい者自立支援給付の報酬改定について、その仕様が昨年12月22日に国から示されたということでございまして、障がい者福祉システムを改修するための経費を補正計上するものでございます。

次、2目高齢者福祉費。事業番号5番、高齢者除雪事業207万7千円は、今期の大雪に係る高齢者除雪サービス業務委託料と高齢者世帯等除雪費助成事業に係る費用の不足見込み分を補正計上するものでございます。

78ページ、79ページをお開き願います。

3款1項3目障がい者福祉費。事業番号1番、障がい者自立支援事業1,332万7千円は、障がい者サービスに係る新規の利用増や障がい区分が重くなったことによる利用増によるサービス給付費の不足分を補正計上するものでございます。

88ページ、89ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。事業番号20番、機構集積協力金事業補助金返還金50万円は、平成27年度に農地中間管理機構の経営転換協力金の交付を受けた農業者が、当該要件であります10年間の利用権設定が経過する前に解約をしたことから、協力金の返還が発生したため、当該返還金分を補正計上するものでございます。

102ページ、103ページをお開き願います。

9款1項2目水防費。事業番号4番、農業用排水施設管理事業2,000万円は、繰越明許費補正でご説明申し上げました排水機場地区における農業用水路等長寿命化・防災減災事業に係る繰越分を補正計上するものでございます。

104ページ、105ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費。事業番号10番、子ども夢基金積立金53万円は、教育振興のための寄付金を基金に積み立てるものでございます。

116ページ、117ページをお開き願います。

12款1項1目元金。事業番号1番、地方債還元金3億6,341万9千円は、歳入に余剰が見込まれることから、後年度の負担軽減のため繰り上げ償還をするものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第10号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第10号、121ページをお開き願います。

令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,335万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第10号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

124ページ、125ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

1款、国民健康保険税。補正542万6千円の増額で、国保税の増によるものでございます。計1億9,461万7千円。

3款、道支出金。補正97万3千円の増額で、これは、新型コロナ対策に係る保険税減免を行ったものに係る災害臨時特例補助金でございます。

4款、繰入金。補正額1,428万2千円の減額で、これは、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金の減額によるものでございます。計6,906万1千円。

5款、繰越金。補正額328万3千円の増額、計328万4千円。

6款、諸収入。補正額2,225万6千円の増額で、これは、国保基金預金利子2万円、広域連合支出金2,223万6千円の増額によるものでございます。計2,265万円。

7款、国庫支出金。補正額95万2千円の増額で、これは、新型コロナ対策に係る保険税減免分特別調整交付金64万9千円と社会保障・税番号システム整備費補助金30万3千円の合計額でございます。計95万2千円。

歳入合計、補正額1,860万8千円の増額、計2億9,335万4千円でございます。

続きまして、歳出。

1款、総務費。補正額482万5千円の減額、計2億6,869万9千円。財源内訳は特定財源、国道支出金30万3千円、一般財源512万8千円の減額でございます。

2 款、基金積立金。補正額2,343万3千円の増額、計2,380万3千円。財源内訳は特定財源、その他2万円、一般財源2,341万3千円でございます。

歳出合計、補正額1,860万8千円、計2億9,335万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金30万3千円、その他2万円、一般財源1,828万5千円でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。132ページ、133ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費。内容を申し上げます。事業番号1番、国保総務事務10万5千円の減額。2目広域連合負担金。事業番号1番、国民健康保険事業広域連合負担金472万円の減額は、ともに実績見込みによる減額でございます。

次に、2 款 1 項 1 目基金積立金。事業番号1番、国民健康保険事業基金積立金2,343万3千円。これによりまして、令和2年度末の国保基金残高見込みは2億4,026万2千円と見込まれてございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正内容の説明を終わりたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第11号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第11号、135ページをお開き願います。

令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,183万7千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第11号、令和2年度新十津川町後

期高齢者医療特別会計補正予算第2号の内容について、ご説明を申し上げます。

138ページ、139ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

1款、後期高齢者医療保険料。補正額443万1千円、これは保険料の増でございます。計8,513万6千円。

3款、繰入金。補正額128万5千円の減額、計3,646万5千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5款、繰越金。補正額2千円の増額、計3千円でございます。

歳入合計、補正額314万8千円、計1億2,183万7千円でございます。

続きまして、歳出。

2款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額314万8千円、計1億2,002万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額314万8千円、計1億2,183万7千円。財源内訳は、一般財源314万8千円でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。142ページ、143ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金。事業番号1番、後期高齢者医療広域連合負担金314万8千円。これは、本町分の負担金の額の確定によるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第12号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第12号、145ページをお開き願います。

令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号。

令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ620万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,112万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが

できる経費は、第2表繰越明許費による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第12号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号の内容についてご説明を申し上げます。

150ページ、151ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

3款、国庫支出金。補正額117万円、これは、公共下水道整備事業に係る社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。計781万円。

4款、繰入金。補正額737万3千円の減額、これは、各経費の額の見込みに基づく一般会計繰入金の確定によるものでございます。計1億986万7千円。

歳入合計、補正額620万3千円の減額、計1億9,112万2千円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款、下水道費。補正額620万3千円の減額、これは、実績見込みによる減額でございます。計6,716万7千円。財源内訳は特定財源、国道支出金117万円、その他737万3千円の減額でございます。

歳出合計、補正額620万3千円の減額、計1億9,112万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金117万円、その他737万3千円の減額でございます。

148ページにお戻り願いたいと思います。

繰越明許費についてご説明を申し上げます。

款、1款下水道費、項、1項下水道整備費。事業名、石狩川流域下水道建設負担金、金額6万5千円。これは、石狩川流域下水道組合において繰り越す工事に係る本町分の負担金を繰越明許費とするものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第13号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第13号、159ページをお開き願

ます。

令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,464万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第13号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の内容についてご説明を申し上げます。

162ページ、163ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

2款、国庫支出金。補正額11万円の減額で、農山漁村地域整備交付金額の確定によるものでございます。計214万円。

3款、繰入金。補正額62万6千円の減額で、一般会計繰入金の減によるものでございます。計2,458万1千円。

歳入合計、補正額73万6千円の減額、計3,464万6千円。

続きまして、歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額73万6千円の減額、これは、農業集落排水施設維持管理事務の実績見込みによる減額でございます。計1,492万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金11万円の減額、その他62万6千円の減額でございます。

歳出合計、補正額73万6千円の減額、計3,464万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金11万円の減額、その他62万6千円の減額でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第14号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第14号、169ページをお開き願います。

新十津川町道路線の認定及び変更について。

町道の適正な維持管理を図るため、次のとおり町道の路線を認定し、及び変更する。

提案理由でございます。

道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

お手元に議案第14号関係資料がございますので、これから内容の説明を加えますので、併せてご参照願いたいと思います。

1、町道認定路線。

整理番号393番、路線名、文京2条中通り、区間延長、起点、町道文京3号通り、終点、町道文京1条通り、延長47.1メートル。

整理番号394番、サライ通り、起点、町道文京西4線、終点、字総進188番地10地先、延長136.9メートル。

2番、町道変更路線。

整理番号20番、路線名、南中央4条通り、区間、新の起点が道道学園新十津川停車場線、終点が町道文京3号通り、191.0メートル。旧が国道275号から道道学園新十津川停車場線で224.3メートル。

整理番号298番、文京3号通り、新の起点が町道文京6条通り、終点が道道学園新十津川停車場線、延長518.6メートル。旧の起点が町道文京6条通り、終点が字中央19番地26地先、延長が290.3メートルでございます。

この関係資料をご覧いただき、ご理解していただけるかと思っておりますけれども、最初に新十津川駅周辺の整備を今年から行うに当たり、関係する道路の認定及び町道の変更をしたいとするものでございます。図面を見ていただきますと、旧認定路線が二重線になっており、新認定路線が実線、黒い実線となっております。

この議案番号でいきますと393番、20番、298番の3路線が認定及び変更をしたいとするものでございます。

394番のサライ通り線は、今までふるさと公園内の施設内道路として管理をしていたものを、道路法に基づき、これから町道として認定をし、建設課の管理として進めていきたいということでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしく審議の上、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。



ご苦労さまでした。

(午前11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和3年第1回新十津川町議会定例会

令和3年3月10日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 町政執行方針
- 第4 教育行政執行方針
- 第5 議案第15号 新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第6 議案第16号 新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止について  
(内容説明まで)
- 第7 議案第17号 新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第8 議案第18号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第9 議案第19号 新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第20号 令和3年度新十津川町一般会計予算  
(概要説明まで)
- 第11 議案第21号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第12 議案第22号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第13 議案第23号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第14 議案第24号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
(概要説明まで)

### ◎出席議員（10名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 2番 | 村井利行君  | 3番 | 進藤久美子君 |
| 4番 | 鈴井康裕君  | 5番 | 小玉博崇君  |
| 6番 | 杉本初美君  | 7番 | 西内陽美君  |
| 8番 | 長谷川秀樹君 | 9番 | 長名實君   |

10番 安中 経人 君

11番 笹木 正文 君

◎欠席議員（1名）

1番 井向 一徳 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田 義信 君
副町長	小林 透 君
教育長	久保田 純史 君
代表監査委員	岩井 良道 君
監査委員	奥 芝理郎 君
会計管理者	内田 充 君
総務課長	寺田 佳正 君
住民課長	平田 智子 君
保健福祉課長	長島 史和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松 敬典 君
建設課長	谷口 秀樹 君
教育委員会事務局長	後木 満男 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑 晃 君
--------	--------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただ今、出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、6番、杉本初美君。7番、西内陽美君。兩名を指名いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

---

◎町政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第3、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、令和3年度町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、町議会議員をはじめ、町民の皆さまに町政執行に対する私の所信と主要政策の一端を申し上げます。

本年は、私にとりまして任期の折り返しとなる3年目となります。町長に就任してから今日まで、町民の皆さまの負託のもと町政の推進に尽力してまいりましたが、この間、議員各位のお力添えにより順調な町政運営が図られていることに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休校、分散登校など子どもたちの学びに影響を与え、町民の皆さまの生活が大きく制約されたほか、開町130年の節目の行事もそのほとんどを中止にせざるを得ない状況となるなど、これまでに経験したことのない困難に直面しました。

今年に入っても、いまだ事態の収束が見通せない厳しい状況が続いておりますが、当然ながら、コロナ禍のもとでも、各種行政サービスや施策をストップすることはできません。

町民サービスの質の低下をもたらすことなく、新しい生活様式、新北海道スタイルを実践しながら創意工夫とたゆまぬ改革を継続し、立ち止まることなく行政運営に全身全霊を傾注してまいります。

また、本年度は、新十津川町第5次総合計画の最終年度となります。町民の皆さまとともに策定し、実行してきた政策は、誰もが、この町に住んで良かった、住み続けて良かったと思えるまちの魅力につながっているものと考えております。現計画の基本構想に掲げる、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創るいきいき未来の総仕上げとして、職員とともに一丸となって各種施策の取組を進めてまいります。

この思いを実現するため、5つの重点政策を目標に取り組んでまいります。

重点として取り組む政策。

第1に定住と子育て支援の充実でございます。

平成27年度に人口減少の歯止めとして策定した新十津川町総合戦略における施策の展開により、昨年末の本町の人口は、一昨年に引き続き2年連続で転入者が転出者を上回る社会増に転ずる喜ばしい結果となりました。このことは、子育て支援と教育の充実の様々な定住促進対策が、多くの方々に住みやすいまち、子育てがしやすいまちとして認められたものと受け止めております。今後も継続して取り組まなければならない最重要課題であることから、皆さまに選ばれるまちを目指し、子育て支援と教育を核として各種施策を展開するとともに積極的なPRに努め、人口減少の抑制に努めてまいります。

第2に地域福祉の推進でございます。

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上で様々な分野の課題が絡み合っており、複雑化、複合化しており、これらの課題解決に向け、地域共生社会の実現を目指し、新十津川町地域福祉計画を策定したところであります。

この地域共生社会の実現には、これまでの支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域を支える多様な団体や事業所などが主体的に我が事として参画し、地域住民等が支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることが重要であります。町民の皆さまや行政区、地域福祉に関わる関係機関を始め、医療機関や教育機関などがそれぞれの役割を果たすことはもちろんのこと、広く連携を図りながら、地域福祉の持続的発展に向けた施策を推進してまいります。

第3に農業の持続的発展でございます。

これまで安定経営、品質確保に向け先端技術を活用したスマート農業技術の開発、実証プロジェクト、外来生物による農業被害の減少を図るアライグマ捕獲緊急対策プロジェクト、町の特産品開発を目指す酒米粉活用プロジェクトなど本町の基幹産業である農業関連の重点施策を展開し、いずれも着実に成果として花を咲かせつつあります。

本年度もJAピンネやピンネ農業公社などの農業関係機関や新十津川総合振興公社と連携し、農業の持続可能な発展を図るため、これらのプロジェクトに力を注ぎ、更なる高品質かつ良食味米の生産性の向上と農業の経営安定を目指してまいります。

また、町内はもちろんのこと、北海道内の農業が明るい未来となるよう、新3K農業をけん引するトップランナーとして、魅力ある農業を積極的に推進してまいります。

第4にJR札沼線廃線後の新たなまちづくりでございます。

昨年、惜しまれながら廃線となったJR札沼線の沿線整備について、いよいよ本年度か

ら旧新十津川駅周辺の街並み整備に着手します。鉄道防風林内の雑木の伐採、公園造成と散策路の整備、鉄路で分断された文京区内を結ぶ道路の新設を行うなど終着駅の記憶を継承し、町民の憩い、交流の場となるよう整備を進めていくほか、隣接する土地も含めて、宅地として12区画を整備し、既存住宅地との街並みの調和を図ってまいります。

また、鉄道敷地内のレール、枕木などの撤去並びに踏切設置部分の道路改良を順次行ってまいります。線路で分断されていた農地については、鉄道用地と併せ連続した大区画の圃場として造成するべく、道営土地改良事業の実施要望をしていたところ、本年1月、弥生地区について実施計画策定候補地区に選定されましたので、北海道や土地改良区など関係機関と連携し、令和5年の着工に向け執り進めてまいります。

第5に地方創生の継続的な推進と健全財政の維持でございます。

本年度は、令和4年度から始まる第6次総合計画の策定に向けての検討協議を本格化させていきます。策定に当たっては、第5次計画で掲げた目標とその達成状況を検証するとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉え、多くの町民の皆さまのご意見を伺い、皆さまが思い描く将来のまちの姿を共有しながら、郷土、新十津川を元気で生き生きとしたまちとする政策の策定に努めてまいります。

令和3年度の一般会計当初予算額は、新庁舎建設事業がひと段落したこともあり、70億4,044万4千円と前年度当初予算と比べ、19.6パーセント減としておりますが、ふるさと公園整備、駅周辺整備、公営住宅の建替えなどの大きな公共投資も予定されているところであり、加えて、これまでの公共事業に伴う償還費や公共インフラの維持を含めた生活環境の整備、子育てや介護などの幅広い社会福祉環境の整備など様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

このことから、中長期的な見通しに基づく財政運営により、引き続き有利な財源確保に努め、後年次に負担を残さぬよう一般財源の抑制に努めるとともに、必要な未来への投資は、選択と集中をもって事業に取り組み、安定した自治体運営と活力あるまちづくりの両立を図ってまいります。

次に、令和3年度における施策の主な事業について、第5次総合計画の目標に沿ってご説明申し上げます。

一つ目は、みんなでつくる住みよいまちです。

町民が、快適で安心して暮らしていくには、道路や公園、上下水道などの生活基盤の充実が不可欠ですが、先人たちから受け継いできた本町の豊かな自然を守り育てていくことも非常に重要です。このことから、本町の誇る豊かな自然や素晴らしい景観との調和を図りながら、生活基盤の充実を図り、誰もが、住みたい、住み続けたいと思える、住みよいまちを目指してまいります。

環境の保全。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を2050年度までに全体としてゼロにする脱炭素社会に向け、社会全体で動き出しています。この実現には、カーボンリサイクルの研究など技術革新が必要であると同時に、一人ひとりが省エネなどの環境対策に取り組むことも欠かせません。

環境への取組におきましては、昨年度策定した第2次新十津川町環境基本計画に基づき、環境にやさしい循環型のまちづくりを進めるため、環境配慮行動の促進に向け、マイバッ

クの利用促進、啓発を進めていくほか、ごみの減量化、3R運動を推進してまいります。  
生活基盤の充実。

住宅環境整備の推進につきましては、長寿命化計画に基づき、公営住宅の維持管理、計画的な修繕を進めるとともに、建替えに関しては、令和5年度の工事着工に向け、さくら団地の基本設計及び地質調査等を実施してまいります。

なお、建替用地については、橋本公有地を予定しており、入居者の移転を円滑にするとともに、定住対策としての必要な住宅用地を確保し、新たな住環境を計画的に整備してまいります。

交通環境の充実。

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに重要な役割を果たしております。

町民の生活に欠かせない町道、橋梁等の維持、整備につきましては、北中央2条通りの道路改修並びに橋梁長寿命化計画に基づき、恵水橋補修工事を進めてまいります。

また、踏切が設置されていた道路改良として、南11号線、南13号線の工事に着手し、快適な道路環境を整備してまいります。

地域公共交通については、昨年度、住民の皆さまの意見を踏まえ、新たな地域公共交通計画を策定いたしました。新庁舎に設置したバス待合所をターミナル化し、町内4方面を運行する便と、町外への運行便については、既存中央バス滝新線、乗合ワゴンによる砂川方面線のほか、新たに滝川西高方面線を加え、3方面へ向かう交通ネットワークとしたところでございます。

本年度、町民の皆さま及び関係機関へ周知と確認を徹底し、令和4年4月の運行開始に向け、運行時刻などの詳細を詰めてまいります。

地域情報化の推進。

今回の新型コロナウイルス感染症で、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになり、政府は、その解消に向け、デジタル庁の創設をはじめとするデジタル化に向けての改革を加速度的に進めています。

高速ブロードバンドサービスは、将来に向け、行政サービスのオンライン化、子どもたちの教育環境の充実、本町の基幹産業である農業の振興や観光施設での活用のほか、コロナ時代に対応する新しい生活様式の実践のために必要なテレワークなどへの活用を進めていくこととなり、その基盤となる通信網などの整備が急務であることから、NTT東日本が行う町内未整備地域に対する光ファイバ整備に対して費用の一部を支援し、町内における情報格差の解消を図ってまいります。

また、町民の高速ブロードバンドへの加入を促進し、全町的な普及を図るため、町内全地域において新たに光回線に加入する世帯に対して助成措置を設け、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境づくりを進めます。

二つ目は、みんなで作る健やかなまちです。

新十津川町地域福祉計画に基づき、すべての町民が、地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、基本理念である、一人ひとりが安心して幸せな暮らしを、みんなで支え合うまちづくりの実現に向けて、地域資源を十分に有効活用した保健福祉ネットワークの構築を図り、地域社会との関わりの中で安心して暮らすことのできる健やかなまちを



目指してまいります。

児童福祉の充実。

子育て支援につきましては、医療費、インフルエンザ予防接種及び第3子以降の給食費等無償化を引き続き実施してまいります。

できっずカードにつきましては、しんとつかわポイントカード会が導入した新システムに併せ、リニューアルいたします。

お買い物金額に対して、実質1割引の特典となるポイント割増を行い、子どもの数に応じて、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、新十津川保育園の環境整備として、屋外フェンスの改修を行い、子どもたちが安全に、かつ安心して心地よく過ごすことができる、より良い保育環境を創出してまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供、認知症総合支援事業や成年後見制度利用など地域支援の推進に努めてまいります。

また、地域活動への参加を促し、心身の健康の維持、向上を図るため、すまいるあっぷ事業を各行政区会館で継続的に実施してまいります。さらには、新ポイントカードと連携したボランティアポイント制度を実施し、高齢者も含めた住民主体となるボランティア活動や介護予防サポーター活動等を支援してまいります。

昨年、体験利用していただきましたセラピー人形につきましては、利用者に好評であったことから、本年度購入希望の方に費用の一部を助成し、認知症予防に努めます。

また、在宅生活での身体的負担を緩和するため、階段昇降機や電動起立補助座椅子などの購入助成を行うとともに、在宅介護の負担軽減を図るため、在宅介護用トイレの貸し出しを行い、暮らしやすい日常生活を送れるよう支援してまいります。

障がい者福祉の推進。

障がいのある人が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らしていけるよう、また、自分らしい生き方を選択できるようライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、第6期新十津川障がい福祉計画に基づき、障がいのある人を支援するための給付事業や地域生活支援に取り組むとともに自立に向けた機能訓練や生活訓練などの支援を行ってまいります。

本計画を推進していくためには、官民一体となった取組が必要不可欠ですので、障がい者自立支援協議会を中心として関係機関との情報共有、連絡調整を図るなど、各施策の実現に向け、更なる連携強化を進めてまいります。

健康づくりの推進。

町民の皆さまが、生涯にわたり健康で安心して生活をしていくには、若い世代から、健康管理を意識し、自分の健康状態を継続的に把握していただくことが重要であることから、春と秋の集団健診や巡回ドックなどを受診してもらえるよう積極的に勧奨するとともに、ピロリ菌検査を含む各種がん検診や肝炎検診等の自己負担額を500円として受診率の向上を図り、疾病の早期発見や重症化予防に努めてまいります。

母子保健対策については、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支

援を行うため、新たに子育て世代包括支援センターを総合健康福祉センター内に設置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援の提供体制を構築するとともに、不妊治療、妊婦の一般健診、超音波検査、産婦の健康診査に助成するなど、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めます。

感染症予防対策。

国内、道内において、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症対策については、町民の健康と命を守ることを第一に、町民の皆さまに対するワクチン接種を順次進めていくほか、国の地方創生臨時交付金を活用し、各種感染症予防対策を実施してまいります。

また、感染症予防には、一人ひとりが正しい情報に基づいて、この感染症に向き合い行動することが、自身を守り、そして社会を守ることにつながることから、町民の皆さまの不安を少しでも解消できるよう、さらには、偏見や差別が起こらぬよう感染症に関する正しい情報を発信してまいります。

三つ目は、みんなでつくる豊かなまちです。

本町の基幹産業である農業を将来にわたって適切かつ着実に成長させていくため、スマート農業の実装を加速化させるとともに、農地の環境保全や多面的機能の強化に努めてまいります。

また、林業、商工業、観光の振興に向けた支援を推進し、地域経済の活性化と雇用の場を確保するほか、魅力的な観光資源の整備を進め、元気あふれる、豊かなまちを目指してまいります。

農業の振興。

国からの事業採択を受けて実施をしてまいりましたスマート農業技術の開発、実証プロジェクトにおける、家族経営型スマート農業形態は、20年後を見据え、一農家当たり30ヘクタール規模に対する省力化目標を達成したほか、データに基づき施肥量を自動調整する可変施肥を行った結果、圃場内での品質均一化が実現できました。これら2年間にわたる実証結果は、農業の省力化と経営安定に期待が高まるものであり、さらに効果的に取り組むべく現在のコンソーシアムメンバーの協力を得て、オール新十津川で実証を継続し、圃場データに基づく可変施肥、食味収量コンバインによる圃場ごとの品質、収量の数値化に取り組むとともに、本年度は新たに理想的な水管理を実現するソフトウェアを活用し、スマートフォンによる水管理の超省力化実証を行ってまいります。

また、スマート農業の普及、進展を図るため、引き続き、GPS付き田植え機や農薬散布用ドローンの購入助成を行うほか、若い担い手が熟練者並みの作業ができるトラクター自動操舵システムに対して助成をしてまいります。

平成28年度から研究を開始し、特許の申請をしていた酒米粉甘味料、お米シロップについて、令和2年12月、研究開始から4年目で特許の権利を取得することができました。この特許の権利は、町民皆さまの財産ですので、この権利を末永く守るとともに、これらの特許を活用して、町の特産品となる様々な商品開発を新十津川総合振興公社や地域おこし協力隊と協力して進めてまいります。

アライグマによる農業被害については、令和元年度からの捕獲緊急対策により、対策前に比べ捕獲頭数が2倍に増加し、それにより農業被害は半減するなど、効果が顕著に表れています。本年度も重点捕獲期間を定め、生息数の減少に努めるほか、北海道立総合研究

機構の協力のもと生態調査を実施し、これまでの取組により蓄積された生息数や生態、有効捕獲数などのデータを整理し、効果的な捕獲方法をまとめ、さらなる捕獲頭数の増につなげるため、農業者等に広く周知してまいります。

アライグマ対策は、本町だけの問題ではなく、近隣市町村はもとより、北海道全域での連携強化が欠かせません。このため、空知総合振興局で設置したアライグマ対策広域連携部会や北海道が実施するアライグマ捕獲事業に対し、これまでの取組内容の公開や捕獲データの提供を行い、アライグマの根絶に向けた効果的な取組を一層推進してまいります。

#### 林業の振興。

森林の整備につきましては、そらち森林組合と連携を図り、森林環境譲与税を活用し、民有林の整備や木材の運搬経費に対して支援を行い、適正な森林の管理が図られるよう執り進めてまいります。

また、本年度は、スポーツセンター、温水プール、グリーンパークしんとつかわの3施設への熱源供給を行う新十津川町熱供給センターが本格稼働します。環境に配慮した本町独自の自然エネルギーの活用策として二酸化炭素の削減を進めるとともに、木材の利用を促進し、本町の林業の振興や地域経済の振興を図ります。

#### 畜産の振興。

地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するため、JAピンネを中心として、畜産農家や町、畜産振興協議会など関係団体が連携し、昨年3月、ピンネ畜産クラスター協議会を設立しました。この協議会において畜産クラスター計画を策定し、畜産農家が、施設や機械の整備、生産規模の拡大を行いやすくするための環境整備を図るとともに、町は、各種取組に対する指導、助言に努め、畜産農家の収益向上と経営の安定化を進めてまいります。

#### 商工業の振興。

昨年度、しんとつかわポイントカード会の新システムが導入され、それに併せて、加盟店が28店舗から45店舗に増加するなど、地元消費拡大に向けた取組が官民一体となって進められております。引き続き、ポイントカード会及びふれあい商品券会による地元消費拡大事業に対して支援をしていくとともに、魅力ある商店街づくりのため、企業振興促進事業や中小企業者応援事業などの活用を積極的にPRし、開業や店舗等の改装に関し、支援をしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延は、町内においても様々な影響を及ぼしており、特に宿泊業及び飲食業の経営に暗い影を落としています。

このことから、コロナ禍が一定の収まりを見せ、人の動きが再開した際の誘客の後押しとして、宿泊業に対しては、独自に企画する割引プランに最大で50パーセントの割引費用を助成し、飲食店については、最大割引率40パーセントのクーポン券を町内外に配布し消費を促すことで、経営の改善や安定化を支援してまいります。

#### 観光の振興。

町民の皆さまから意見をいただき検討を進めてまいりましたふるさと公園の再整備は、第1期工事として、オートキャンプ場サイト11か所を造成するほか、トイレや案内看板の改修を行い、きれいで使いやすく、皆さまに親しまれるキャンプ場として令和4年度のリニューアルオープンに向け整備を行います。

町民のみならず、町外の方にも広く利用していただけるよう効果的なPRを実施し、集

客力の向上を図ります。

また、スマートフォンの普及により、観光客誘致を進める上で、SNSが重要視されており、本町においてもツイッターなどにより、町の魅力発信を行ってきておりますが、さらに観光客の集客や消費促進、情報発信が期待できるSNSフォトコンテストや観光協会加盟店グルメスタンプラリーなど、観光協会が主催する新たな取組を支援し、交流人口の拡大を図ってまいります。

平成29年度から取り組んでおります母村十津川村及び奈良県との三者協定に基づく事業につきましては、昨年度やむなく中止とした十津川村縁モニターツアーを本年度改めて実施し、町民の皆さまに歴史及び文化を体感していただくなど、交流の推進を図ってまいります。

四つ目は、みんなで作る安心なまちです。

町民の生命と財産を守るため、豪雨、暴風、地震など自然の猛威に対して、国土強靱化計画に基づき、ハード、ソフト両面から総合的かつ計画的に施策を進めていくとともに、防犯、防火、交通安全対策については、関係機関と連携し、生活安全の充実に努め、穏やかな暮らしを実現できる安心なまちを目指してまいります。

防災体制の充実。

災害はいつでも、どこでも起こりうるものとの認識のもと、人的、経済的被害を最小限にとどめる減災という考えを基本に、水害防止の観点から河川の適切な維持管理のため、堆積土砂管理計画に基づき、本年度は、弥生川及び6号線川の土砂上げ並びにヌタップ川の支障木の伐採を行います。

減災には、日ごろからの災害に対する備えが重要であることから、水防災タイムラインの検証、改善を行うとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図ってまいります。

また、町民の防災意識の醸成を図るため、家庭内における防災対策として、備蓄の必要性や避難経路確認のためのハザードマップの活用など広報やSNSなどで周知を行うほか、自主防災会の円滑な活動のため、防災対策専門員を地域に派遣し、防災研修、防災訓練などを支援してまいります。さらに本年度は、3年に1度となる総合防災訓練を実施し、コロナ禍における避難時の対応を確認するとともに、避難所設営訓練、炊き出し訓練などを行い、住民、地域、行政それぞれの災害対応力の向上を図ります。

消防活動につきましては、地域に密着した消防、防災体制の中核を担う消防団の充実強化を図るため、第3分団の消防ポンプ車を更新するほか消防団員全員の活動服の更新を行うとともに、消防演習や訓練により消防団の防火、災害対応機動力の強化を図ってまいります。

防犯・交通安全。

昨年、町内で2件の交通死亡事故が発生しました。お亡くなりになられた方並びにご家族の方々には、心からお悔やみ申し上げます。二度とこのような悲惨なことが起こらぬよう、滝川警察署、交通安全指導員会など関係機関との連携により、交通安全に対する町民の更なる意識向上が図られるよう啓発活動を推進してまいります。

防犯対策につきましては、新十津川町安全・安心推進協会にご協力いただき、青色回転灯防犯パトロールを実施してまいります。

五つ目は、みんなで作る学びのまちです。

次代の担い手となる子どもたちの育成については、学校だけにとどまらず、地域ぐるみで守り育てていかななくてはなりません。学校、保護者、地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支えていく必要があります。

また、子どもも大人もすべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会において、生涯にわたり学ぶことが大切であり、また、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければなりません。

これらの実現に向けての教育施策につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進するとともに、総合教育会議を中心に教育委員会と十分な意思疎通を図り、学びのまちを目指してまいります。

六つ目は、みんなとともに歩むまちです。

まちづくりの主役である町民の皆さまや団体などが、郷土愛をもってまちづくりに参画し、このまちに住んで良かったと実感できるまちづくりを今後とも推進するため、情報の共有や町民活動の支援を進めるとともに、町民に開かれた行財政運営を推進し、町民とともに歩むまちを目指してまいります。

住民参加の促進。

防災、福祉、教育などあらゆる分野における地域と行政との連携や協働の核となる行政区において、活発なコミュニティ活動を行っていただくため、行政区活動に対する支援を行ってまいります。

また、行政と町民の皆さまが、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進するため、まちづくり懇談会を開催し、情報の共有を図るほか、広報やまちづくり読本、ホームページ、SNSなど、各発信媒体のそれぞれの特性を活かし、行政が持つ情報を積極的に発信してまいります。

本年度から、幅広い世代に利用されているコミュニケーションアプリLINEを活用し、近年多発する災害、防災等に関する通知やごみの分別方法など住民生活に関する情報について、迅速かつ効果的な発信に努めてまいります。

行政の効率的な運営。

一昨年から建設中の役場新庁舎が、いよいよ5月6日から供用開始となります。1階ホールには、母村である奈良県十津川村の杉材と本町のトドマツ材を使った象徴的かつ清潔でやすらぎのある優しい空間となっており、壁面には、本町の応援大使である五十嵐威暢さんのテラコッタ彫刻が飾られ、皆さまに親しまれる庁舎になると確信しております。

新庁舎では、町民の皆さまの利便性を高めるため、住民登録、税金などの手続のほか、公営住宅、上下水道など皆さまの身近な手続を行う窓口を1階に配置するよう、組織の一部見直しを行います。

また、心のこもった親切な対応、質の高い行政サービスを提供するため、職員研修を継続して行い、職員の意識、能力の向上に努めてまいります。

現庁舎は、本年度解体を行いますので、新庁舎の外観全容がお目見えするのが9月頃となります。駐車場整備など外構工事が令和4年5月末の完成予定で、もうしばらく町民の皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

おわりに。

令和3年度の町政の執行について、所信の一端を述べさせていただきました。

冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで当たり前だと思っていた日常や通常が大きく変わりました。特に人と人、地域と人のつながりが困難な状況となり、このことが多くの皆さまが抱える不安感につながっているものと、あらためて、絆の大切さを認識しているところです。

かつて先人たちは、支えあい、助け合いながら幾多の試練を乗り越え、130年という長い間、郷土新十津川を守り育ててきました。コロナ禍に下ばかりを向いては、決して希望という虹を見つけることはできません。今、私たちは、この難局にあっても、絆を大切にし夢や希望を持てるまちに向かって、前を向いて進んで行かなければなりません。

そして、この危機を転換期ととらえ、131年目の新たな一歩として力強く歩みを進め、新しい新十津川を切り拓くという強い意志をもって政策を展開していきたいと考えておりますので、町議会議員並びに町民の皆さまには一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、町政執行の所信表明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

（午前10時43分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

#### ◎教育行政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第4、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和3年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、新十津川町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。

昨年からの感染が広がった新型コロナウイルスは、人々の生活に様々な変化をもたらした社会に大きな影響を与えております。

本町の教育におきましては、関係者各位の格別なご理解のもと安心、安全に配慮しながら、感染対策を講じた教育活動を行ってまいりました。

とりわけ、学校現場においては、緊急事態宣言が発出され、今までに経験したことのない臨時休業が長期に及び、子どもたちや教職員が感染症対策への不安やストレスと日々向き合いながら、教育課程、行事、部活動などにおいて創意工夫を凝らし、学びを止めないよう取り組んでまいりました。

グローバル化や人工知能、AIなどの技術革新が急速に進み、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な予測困難な時代を迎えている中、教育活動の更なる進展を目指し、生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる学びのまちを推進してまいり

ます。

それでは主要政策の学校教育の充実と社会教育の充実について申し上げます。

学校教育の充実。

確かな学力の育成。

昨年度、小学校で実施された新学習指導要領は、今年度から中学校でも実施されます。社会に開かれた教育課程を基本理念とする新学習指導要領では、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質、能力の3つの柱として、生きて働く知識、技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力の育成及び学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養が示されています。

児童生徒に必要な資質や能力を育成するため、引き続き道費の教員加配制度や退職教員等外部人材活用事業などの制度を活用するほか、町費による講師等を配置いたします。

学習の基礎基本が確実に定着するようにするため小学1、2年生に学習支援サポーター2人を、授業の内容が難しくなり、覚える学習から考える学習も求められることから、小学3年生から6年生までに学習支援サポーター1人を配置して、つまずきの解消と学習意欲及び学力の向上を図ってまいります。

また、小学6年生の外国語授業で実施した専科教員による教科担任制を、今年度から小学3、4年生の外国語活動と小学5年生の外国語授業に拡大するほか、今まで行っていた小学5、6年生の理科に加え国語、算数についても新たに教科担任制を導入し、学習内容の理解度を高め、授業の質の向上を図ります。

中学校には指導教科免許を有する教育充実指導講師並びにチームティーチング及び少人数習熟度別指導を行う学力向上推進講師を配置し指導体制の強化を図ってまいります。

新学習指導要領による新たな学びに対応するため、外国語教育では、引き続き教員研修など各種研修会により教員一人ひとりの授業力の向上に努めるとともに、外国語指導助手を効果的に配置し、リスニング能力の向上に努めてまいります。

プログラミング教育では、国語、算数などの教科による学びをはじめ、総合的な学習の時間では言語活動や体験活動などを通し、課題を解決するための論理的に考える力を育むほか、自分の考えを伝えながら対話的に学び合うアクティブラーニングの考えを取り入れた授業を展開してまいります。

また、小学6年生には漢字検定、中学生には漢字検定と英語検定の検定料を全額助成し、子どもたちの学習意欲を喚起しながら基礎学力の定着と漢字能力及び英語能力の向上を図ってまいります。

G I G Aスクール構想の加速による学びの保障。

令和の日本型教育を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを推進するには、G I G Aスクール構想に基づくICTの活用が不可欠であり、昨年からはタブレット及び小中校内通信ネットワークの環境整備を進めてきたところであります。

今後、タブレットなどのICT機器を活用した授業の取組みが急速に進められることから、教職員がタブレットの利活用を十分に図られるよう操作方法や活用方法などの研修を実施するとともに、トラブルへの対応についての支援体制を整え、教職員の負担軽減に努め、子どもたちにとって楽しくわかりやすい授業を構築していきます。

また、ICT活用検討委員会においては、小、中学校の連携を図り、教材の有効活用や学習環境改善を検討してまいります。

さらに、文部科学省で実施する学びの保障、充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に参加し、デジタル教科書を児童生徒や教職員に体感していただきます。

特別支援教育の充実。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいのある子どものニーズを学校全体で共有し取り組んでまいります。今年度は、小、中学校共に学級数及び児童生徒数が増えることから、専門の教職員の増員と町費の支援員を適切に配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行い、支援体制と学習環境の充実に努めてまいります。

また、小、中学校、保健福祉課及び教育委員会で構成する特別支援教育連携協議会において子どもたちの状況を把握し共有することで、個々に合った的確な教育支援方を推進してまいります。

信頼される学校づくりの推進。

学校運営に保護者や地域が参画し、教育目標やビジョンを共有しながら一体となって取り組む学校運営協議会について、学校支援地域本部との連携のもと、活動について町民の理解が高まるよう、広報の強化を図りながら信頼される学校づくりを推進してまいります。

郷土愛、キャリア教育の推進。

児童生徒を対象とした母村訪問交流事業は、昨年度コロナ禍により中止となったことから、参加できなかった中学2年生を今年度の参加対象学年に加え希望者を募ってまいります。

また、母村十津川村から修学旅行で来町する中学3年生と、新中の3年生が自分のふるさとや学校生活を紹介し、交流と絆を深める、ふるさと教育を実施いたします。

子どもたちが、暮らしの中でまちの産業や文化などを学びながら、地域の発展に貢献する気持ちを育むキャリア教育として、小学校では、引き続き農業の田植え、稲刈りを体験します。また、ドローンなどの先端技術によるスマート農業体験学習を、農業者や関係機関の協力をいただきながら小学校、中学校、農業高校と連携して行ってまいります。

小学5年生の陶芸授業を文化伝習館で行うほか、小学6年生を対象に、民間ロケットの打ち上げにチャレンジしている赤平市の植松電機でロケット教室を開催し、失敗を恐れず、自らが挑戦する大切さや夢を持ちあきらめない心を学びます。

中学校では、望ましい勤労観や職業観を育むため、札幌市へ出向き町や特産品のPR活動を行うほか、町内企業の協力による職場体験など、引き続きキャリア教育に取り組んでまいります。

防災教育では、小学校では子供たちが防災について学ぶ1日防災学校を実施いたします。

また、中学校では3年生が修学旅行で東北地方の被災地を訪問し、地震や津波、台風などの自然災害から命を守るための必要な知識や能力などを高めるとともに、地域の人たちの考え方や今後の生き方を学ぶ震災学習体験プログラムに助成を行います。

豊かな心の育成。

子どもたちが多面的、多角的に考え、命の尊さを学びながら他者とより良く生きていくためには、学校教育を通じて確かな道徳性を養うことが重要です。



小、中学校においては、特別の教科道徳で、お互いの違いを認め、みんなで考え理解し合いながら問題を解決していく道徳教育を進めるとともに、中学校では様々な分野で活躍している講師を招き、特設道徳講演会を開催いたします。

いじめは、誤解など些細なことから発展していきます。子どものサインを見逃すことなく的確に捉え、未然防止に努めるとともに、小学校、中学校、農業高校の児童会や生徒会が主体となる仲間づくり子ども会議を開催し、いじめのない学校づくりを町内の学校で一貫して取り組んでまいります。

また、子どもたちの学校生活における満足度や意欲などをアンケート調査する、Q-U検査を、小学校は対象学年を今までの3年生から2年生までに拡大し、実施回数を小、中学校とも年1回から2回に増やし、集団としての学級傾向を的確に把握し、教育環境の改善に努めてまいります。

なお、不登校傾向にある子どもについては、スクールカウンセラー、関係機関、地域などと連携を図りながら、子どもや家庭に寄り添い登校に導いてまいります。

創造的で心豊かな感性を培う芸術鑑賞授業を、今年も小、中学校ともに雨竜町と合同で実施いたします。

健やかでたくましい心身の育成。

体力の向上につきましては、全国体力、運動能力、運動習慣等調査の結果から、本町の子どもたちの傾向を的確に捉え生活習慣や運動習慣の改善に努めるとともに、小学校では体育の授業に専門講師を招聘し、体力、運動能力の向上に取り組んでまいります。

学校給食においては、朝食をはじめ食事の重要性に関する理解を深めるため、栄養教諭を中心に食育を通じた望ましい食習慣づくりを進めてまいります。

また、調理委託業者と連携し、雨竜町を含めた町内産生鮮野菜50パーセント使用の地産地消を進めるほか、母村十津川村の特産品を活用した絆給食など、郷土の食文化を取り入れた安全で魅力的な給食の提供を行ってまいります。

施設整備につきましては、蒸気ボイラー、給湯ヒーターの部品の取替修繕や老朽化に伴う高圧開閉機器の交換など、適切な機器の管理を行うとともに、冷凍食品を保管するアルマイト製の番重を購入し安全と衛生管理の徹底を図ってまいります。

なお、給食費につきましては、引き続き小、中学生の主食費分の助成を行うとともに、第3子以降の児童生徒に係る給食費を無料といたします。

働き方改革の推進。

新十津川町立学校における働き方改革推進計画に基づき、校務支援システムの有効活用を図り、小、中学校、教育委員会の管理職で構成する、働き方改革推進委員会で改革目標の検証、改善を推進し、教職員が健康で生きがいとやりがいを持って勤務できる環境を整えてまいります。

家庭教育力の向上。

全国学力、学習状況調査の結果などから、家庭学習や生活習慣の課題を分析し、小学6年生を対象とする通学合宿により、早寝、早起き、朝ごはんの規則正しい習慣が身に付くよう取り組むとともに、空知教育局が主催する空知親学セミナーを開催し、保護者が家庭教育を学ぶ機会を提供してまいります。

中学校においては、部活動休養日に放課後学習サポートを行い、自学自習習慣の定着を

推進してまいります。

また、夏休みや冬休みの長期休業中に実施している学習サポート事業やまびこは、学校で習得したことを確実に定着させる効果が表れており、規則正しい学習習慣を身に付け、主体的に学ぶ大切さを感じられるよう継続して取り組んでまいります。

就学の支援。

子どもたちが健やかに安心して教育が受けられるよう、小、中学生の就学援助を行うとともに、大学などに進学する学習意欲のある学生に対する無利子の奨学金貸付制度について、コロナ禍における所得の減少に対応するため、昨年度から実施している貸付金の増額を継続いたします。

本町で暮らしながら、夢や希望をもって進学する高等学校等の選択肢を広げ、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図るため、高等学校等遠距離通学者支援事業を令和5年3月まで実施いたします。

小、中学校施設等の適正な維持管理。

小、中学校の適正な施設整備を図るため、この度策定いたしました、新十津川町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の効果的、効率的な維持管理に努めてまいります。

中学校に空調設備を設置し、夏季における熱中症対策を行い、生徒が快適に集中して学べる環境を提供いたします。

小学校の空調設備については、令和4年度に設置してまいります。

また、スクールバス運行については、安全かつ安心できる運行体制を継続してまいります。

魅力ある農業高校づくりへの支援。

新十津川農業高等学校は、作物の生命と栽培技術や調理、介護技術を習得する特色ある学習が行われており、とりわけ、近年はスマート農業機械の体験試乗や見学を通じて、北海道及び本町の基幹産業である農業の担い手の育成を推進しています。

このことから、個性や能力を高める教育を支援するため、各種大会への参加費、交通費の助成及び遠距離通学者への定期券購入助成を継続いたします。

また、資格取得助成は、将来の農業経営などを見据えた危険物や情報処理検定を新規に加え、助成対象を拡大いたします。

さらに、実習や町内外のイベントで着用する観光PRキャラクター、とつかわこめぞー入りのポロシャツ作成費を全校生徒分助成いたします。

これまで要望を重ねてまいりました普通教室棟の改築及び特別実習棟の改修につきましては、今年度は、実施設計が行われ、令和4年度に工事を施行、令和5年度には供用開始の予定となっております。今後も地域に根ざした生徒に選ばれる高校として、さらなる発展を遂げるよう農業高校及び関係機関と連携を図りながら、魅力ある学校づくりを支援してまいります。

社会教育の充実。

社会教育活動の推進。

社会教育におきましては、平成30年から向こう5年間の目標を定めた第7期新十津川町社会教育実施計画の4年目となります。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業が中止となりましたので、今年度は創意工夫を凝らし事業を推進してまいります。

青少年の健全育成の推進。

青少年の健全育成につきましては、青少年健全育成町民会議をはじめとする関係団体と連携協力を図り、児童、生徒の登下校時の地域安全パトロール活動や心の通うあいさつ運動を推進してまいります。

子ども会活動は、少子化などにより会員数が減少傾向にあります。今年度から2年間、北海道子どもかるた大会空知地区予選会が本町で開催されることから、伝統行事を奨励する機会とし、子ども会育成者連絡協議会及びとっぷ子どもゆめクラブと連携を図りながら組織の活性化を図ってまいります。

読書活動の推進。

読書は、楽しく知識が身に付き、考えることを可能にするものと言われており、図書館は主たる拠点として町民が利用しやすい環境を整えなければなりません。

このことから、新十津川町子どもの読書活動推進計画第3期に基づき、来館者のニーズに対応した蔵書の整備を進めるとともに老朽化による暖房用ボイラー設備の修繕を行い、読書環境の向上を図ってまいります。

また、親子で楽しむ読書活動として子育て支援センターと連携し乳幼児に本を贈呈する絵本ふれあい事業では、2歳半児健診時の配本で、自分自身が主人公となる世界に1冊だけのパーソナル知育絵本を新たに取り入れ、絵本がより身近に感じられる取組みを進めてまいります。

さらに、高齢者の読書の推進を図るため、社会福祉協議会が行うスマイルアップ教室に出向いてリクエスト本の貸出しや話題の本などを紹介する、高齢者地域配本サービス事業を実施いたします。今年度はモデル地区として、みどり区と花月区を選定し事業のPRと図書と親しむ機会を提供いたします。

芸術文化活動の推進。

人の感性を豊かにし、生活に潤いと活力を与える芸術は、豊かな感性を備えた人間の成長に繋がることから、文化協会や音楽協会と連携し、優れた舞台芸術などの鑑賞機会を提供してまいります。

また、本町は入植から130年の歴史を歩み、人々の生活文化が時代とともに様変わりしています。その歴史を次世代へ残すため、町郷土史研究会と連携し、今年度は聞き取り調査による情報収集を行い、令和4年度に生活文化記録の編集保存を行います。

郷土芸能につきましては、獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会など文化団体の活動を支援するとともに子どもたちへの普及伝承を奨励していきます。

アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびは、10周年を迎えることから記念作品が制作されますので、作品を展示する壁面補強を行うとともに、小規模作品を展示するショーケースを製作し美術館のグレードアップを図ります。

さらに、施設周辺の老朽化した遊具などを撤去し環境整備を行うとともに、かぜのびの魅力を発信するためリーフレットを刷新し、役場、ゆめりあ、スポーツセンターなどに展示されている彫刻家、デザイナーの五十嵐威暢さんの作品を紹介し、アートの巡回鑑賞をPRいたします。

開拓記念館は、年表の加筆修正を行います。また、隣接する農業記念館は、外壁タイルと窓ガラス修繕を行い施設の適正な管理に努めてまいります。

昨年、開町130年を記念事業として予定していたワンワンとあそぼうショーを、今年8月にスポーツセンターで開催し、親子で楽しむ機会を提供するとともに、町外からの来場者に向け、子育て支援と教育の町のPRに努めてまいります。

スポーツ活動の推進。

ふるさと公園の屋内外体育施設は、指定管理者である新十津川町スポーツ協会が引き続き良好な維持管理を行ってまいります。

主要施設のスポーツセンターと温水プールは、敷地内に木質バイオマスボイラーによる熱供給センターが設置され、熱源の供給を受けます。また、スポーツセンターは、老朽化した浄化槽の改修工事を行います。

スポーツクラブの推進マネージャーが中心となり、体育施設を拠点にカンジャムやノルディックウォーキングなど手軽にできるスポーツを提供し、町民が1日1回運動し健やかに暮らす1・1運動を推進してまいります。

また、子どもたちへのきっかけづくりとして、小学生を対象とする体験型スポーツ教室や北海道日本ハムファイターズとの連携による少年野球教室やキッズダンスを継続して実施いたします。

教育委員会施設の整備。

町民のコミュニティ活動や文化、福祉と健康を増進することを目的として建設した農村環境改善センターは、昭和57年建設以来38年が経過し老朽化が著しいことから、社会教育施設長寿命化計画に基づき、大規模改修を実施いたします。

改修工事は、今年から2年間を予定しており、令和4年9月の完成を予定しています。改修後は、教育施設として多目的ホールや芸術、文化作品展示ゾーンを整備するほか、福祉、介護の拠点として社会福祉協議会や地域包括支援センター事務所などが入り、町民が身近に感じ交流できる多目的複合施設としてリニューアルいたします。

また、教育委員会では、さらに生涯学習を推進するため、5月から事務所を総合健康福祉センターに移転します。保健福祉課で所管していたふるさと学園大学、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブなどの高齢者生きがい活動を担い、新十津川町教育目標の理想をめざし学び続ける人及び新十津川町社会教育目標の重点目標の生涯にわたり自ら学び、みんなでつくる学びのまちを推進してまいります。

おわりに。

以上、令和3年度の教育行政執行に当たり、主要な施策の一端を申し上げます。

今年は、7月から東京オリンピック、パラリンピックが半世紀ぶりに開催され、北海道でもマラソンとサッカー競技が行われます。組織委員長の橋本聖子さんは、アスリート出身で本町に縁があり、ピンネシリ登山マラソン名誉大会長として本町のスポーツ振興に貢献していただいております。現在、コロナ禍の中、オリンピック開催に向けて安全、安心を第一に考え、スポーツのすばらしさを発信すべく不撓不屈の精神でご尽力されています。

オリンピックは、子どもたちをはじめ、町民の皆さまに多くの夢や希望、元気や感動を与えてくれるものと考えております。

本町の教育においても、未来を担う子どもたちが、夢や希望を持ち、ふるさとを愛し、尊い歴史と文化に誇りを持ちながら笑顔で学び、たくましく成長し、社会の担い手として幸福な人生を歩んでいけるよう学校、家庭、地域はもとより、関係機関や団体と連携を図

りながら、より一層の充実、発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第15号、171ページをお開き願います。

新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定について。

新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例を次のように定める。次ページをお開き願います。

提案理由でございます。

在宅で生活する高齢者等の負担を軽減するための機器の購入等に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者等の福祉の増進に資するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今上程いただきました議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定についての内容のご説明を申し上げます。

議案は171ページでございます。

第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、在宅で生活する高齢者及び身体障害者並びに在宅高齢者等の介助者の負担を軽減するための機器の購入及び設置に要する費用の一部を助成することにより、在宅高齢者等の福祉の増進に資することを目的とするものであります。

第2条は、助成に係る規定でありまして、第1項にて、在宅高齢者等生活支援機器として、第1号から第3号に規定する機器の購入等に要する費用の一部助成を規定しており、第3項では機器及び交付対象者の要件は、規則で定めるものとなっております。

現在、想定している機器としましては、第1号は、認知症を予防するコミュニケーショ

ンロボット、第2号は、階段昇降機、電動起立補助座椅子、第3号は、電話防犯機器などでございます。

交付対象者の要件といたしましては、第1号では、要支援1以上の方、第2号では、下肢や体幹機能に障がいを持つ方を中心に移動や立ち座りに補助が必要な方、第3号では、65歳以上の高齢者を想定しております。

第3条は、助成金の額の規定でありまして、機器の購入等に要する費用の2分の1の額とするものでありますが、上限額は規則で定めることといたしております。

第2条第1号の機器に係る上限額といたしましては3万円、第2号の内、階段昇降機に係るものは30万円、電動起立補助座椅子に係るものは15万円、第3号の機器に係るものは5千円を予定してございます。

第4条は、交付対象者の認定の申請について。

第5条は、交付対象者の認定に係る決定通知について。

次ページをご覧ください。

第6条は、助成金の交付の申請について。

第7条は、助成金の交付に係る決定通知について。

第8条は、報告及び調査について。

第9条は、対象認定の取消し等について。

第10条は、規則への委任について規定しております。

附則についてご説明いたします。

この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上、議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第15号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第16号、新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第16号、173ページになります。

新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止について。

新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例を廃止する条例を次のように定める。提案理由でございます。

この条例に基づく事業の推進及び近年の住宅のバリアフリー化により、この条例の目的が達成されたため、この条例の廃止について議決を求めるものでございます。

内容については、提案理由と同趣旨でありますので省略をさせていただき、附則、施行期日としては、令和3年4月1日から廃止をしたいということでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくおご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第16号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第17号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第17号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第17号、175ページになります。

新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町総合健康福祉センターの第2研修室を、新たに一般の利用に供するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表9ページも併せてご参照願います。

今回の改正理由といたしましては、農村環境改善センターの大規模改修により令和3年5月から同センターの貸館業務休止となる予定であることから、改善センターで文化活動を行っている団体の代替施設として、総合健康福祉センターの利用が想定されるため、一般に利用できる部屋を追加し、文化団体等からの利用増に対応するものでございます。

具体的には2階にございます体力増進機能回復訓練室を第2研修室として、新たに使用料として、金額町内400円、町外600円と設定し、貸室として一般の方に利用をしていただくものでございます。

議案にお戻りいただき、施行期日を令和3年4月1日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第17号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第18号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第18号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第18号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川駅の跡地整備に伴い、文京ふれあい公園を廃止するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えます。新旧対照表11ページも併せてご参照願います。

提案理由にありましたように、新十津川駅跡地周辺の整備の一連から、文京ふれあい公園を5月1日から廃止をしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第19号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第19号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について。

新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

老朽化により、施設の設置の目的を達成することが困難となったことから、その用途を廃止するため、この条例の廃止について議決を求めるものでございます。

内容についても同趣旨でございますので、以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時48分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第10から日程第14までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第20号、令和3年度新十津川町一般会計予算。

日程第11、議案第21号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第12、議案第22号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第13、議案第23号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

日程第14、議案第24号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第20号ないし議案第24号の上程、概要説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは議案第20号から議案第24号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今一括上程いただきました議案第20号の令和3年度新十津川町一般会計予算から議案第24号、令和3年度農業集落排水事業特別会計予算までの提案理由についてご説明申し上げます。

別冊の令和3年度各会計予算書1ページをお開き願います。

議案第20号、令和3年度新十津川町一般会計予算。

令和3年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億4,044万4千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

続きまして、215ページをお開き願います。

議案第21号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,701万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、243ページをお開き願います。

議案第22号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,660万5千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

次に、257ページをお開き願います。

議案第23号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

令和3年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,068万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

283ページをお開き願います。

議案第24号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,166万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの予算案の概要の説明につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要についての説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました議案第20号から第24号までの令和3年度一般会計及び各特別会計予算案の概要について申し上げます。

お手元の令和3年度各会計予算案概要説明書に基づきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

なお、説明書1ページ、2ページの各会計予算案、10ページの建設事業計画、11ページ、12ページの令和3年度各会計歳入歳出予算案概要につきましては、先の委員会におきましてご説明を申し上げてございます。ですので、一般会計の主要事業について概要説明をさせていただきたいと思っております。

なお、主要事業のうち、継続的事業につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

説明書3ページをお開き願いたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、緊急経済対策事業2,755万円は、コロナ禍において、経済的影響の大きい宿泊業、飲食業の誘客に対する支援策を講ずるもので、宿泊費割引に対する助成、地域共通クーポンの上乗せクーポン発行、町内飲食店での割引クーポン発行などにより支援を行うものでございます。

また、イベント会場での感染症対策として、イベントの実施に際して消毒や検温済みリストバンドの導入などの対策を講ずることにしてございます。

次に、第5次総合計画の6つの目標に沿って主要事業の概要をご説明申し上げます。

1つ目のみんなで作る住みよいまちについてでございます。

生活基盤の充実では、4ページ、公営住宅建設事業1,696万8千円は、令和3年度から7年度の5年間で公営住宅さくら団地の建て替えを行うもので、3年度は基本設計を行ってまいります。

光回線加入促進事業300万円は、新しい社会インフラでございます光回線が、3年度内に全町に敷設されることとなっており、この活用を促進するため、新たに光インターネット利用加入者に対して助成をするものでございます。

新十津川駅跡地整備事業1億4,131万8千円は、旧新十津川駅跡地を公園として整備するもので、同時に隣接する道路の整備や宅地造成も行うものでございます。

次に、交通環境の充実についてでございますが、JR札沼線関連では、JR札沼線廃線後の踏切視距改良に5,200万円、駅舎、ホーム、レールなどの撤去を行うJR札沼線施設撤去に1億1,080万円を計上して実施をいたします。

次は2つ目、みんなで作る健やかなまちについてでございます。

児童福祉の充実において、子ども生活応援事業1,061万7千円は、現行の得きっずカードから新ポイントカードに切り替え、定期的に割増しポイントを加算するシステムといたします。

新十津川保育園外構改修1,500万円では、保育園の園児たちが安全に遊べる環境を整えるため、敷地外周のフェンスを更新するものでございます。

5ページに移りまして、高齢者福祉の充実におきましては、在宅生活支援用品購入助成事業76万6千円ですが、これは、セラピー効果のあるぬいぐるみ型ロボットや、身体動作

の負担を緩和する階段昇降機や電動起立補助座椅子、加えて電話詐欺などに対する防犯機器などの購入に際し助成を行うものでございます。

健康づくりの推進におきまして、子育て世代包括支援センター運営事業45万6千円につきましては、ゆめりあ内に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行う子育て世代包括支援センターを開設するものでございます。

次に、3つ目、みんなで作る豊かなまちについてでございます。

農業の振興におきましては、次世代農業推進事業864万3千円について、現在、GPS機能付き田植え機、農業用ドローン導入助成に加えまして、トラクターに装着するGPSガイダンスや自動操舵システムの導入に対しましても助成を行ってまいります。

また、2か年実施してきましたスマート農業実証プロジェクトを踏まえ、令和3年度から2か年、高品質、良食味米の生産技術に係る町独自の検証プロジェクトも行ってまいります。

6ページに移りまして、林業の振興におきましては、熱供給センター運営事業2,603万6千円についてですが、木質バイオマスボイラー施設を本格稼働させ、スポーツセンター、温水プール、グリーンパークの3施設に熱供給を行ってまいります。

森林整備促進事業1,222万円は、森林資源の適正管理や活用を推進するため、間伐材などの運搬費や作業道補修費などに対する助成を行うものでございます。

観光の振興につきましては、観光PR推進事業1,261万7千円では、橋本買物駐車場の広告塔をリニューアルいたします。

また、観光協会がSNSを活用したフォトコンテストやグルメスタンプラリーを行うことから、これを支援してまいります。

ふるさと公園リニューアル1億1,271万9千円は、令和3年度、オートキャンプ場などを整備する第1期エリアの改修工事を行うとともに、第2期エリアの実施設計を行ってまいります。

7ページに移っていただきまして、4つ目、みんなで作る安心なまちについてでございます。

消防、救急体制の充実におきましては、滝川地区広域消防事務組合負担金2億1,472万6千円では、第3分団の消防ポンプ車1台を更新いたします。

防災体制の充実におきましては、河川緊急浚渫事業494万円は、令和3年度から4か年かけて堆積土砂管理計画に基づき、河川の土砂上げと支障木伐採を行うものでございます。

地域防災力強化推進事業666万6千円では、令和3年度に3年に一度の総合防災訓練を実施し、新型コロナウイルス感染対策を講じながら避難所設営など、実践的な検証をしてまいります。

5つ目のみんなで作る学びのまちについてでございます。

学校教育の充実において、新十津川農業高等学校教育振興事業400万円では、生徒の資格取得において助成対象資格を拡大し、危険物や情報処理検定を新たに加えてまいります。

社会教育の充実におきましては、農村環境改善センター改修727万1千円は、農村環境改善センターの大規模改修に係る実施設計を行ってまいります。当該センターの改修は令和3年度から4年度までの2か年で実施をいたします。

アートの森改修219万9千円では、かぜのびの開館10周年を記念した五十嵐威暢氏の作品などを展示、管理するのに必要な改修を行ってまいります。

8ページ、絵本ふれあい事業26万円では、2歳を迎えた子どもに、その子が主人公となる、世界に1冊だけのパーソナル知育絵本を贈呈いたします。

6つ目のみんなでともに歩むまちについてでございます。

住民参加の促進、行政の効率的な運営、その他において、広報誌発行事業350万2千円では、広報しんとつかわ紙面の画像に、その場所や周囲の状況を映像データとして提供することのできるARのシステムを設定するとともに、LINEを用いた情報発信を行ってまいります。

第6次総合計画策定事業99万円は、令和3年度が最終年度となる現行総合計画の次期計画として第6次総合計画を策定するものでございます。

映像記録保存事業172万円では、開町130年を迎えたわがまちの様子を撮影したDVDを全戸に配布してまいります。

以上で、令和3年度予算案の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第20号から議案第24号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみの質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長の選任

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

昨日の本会議で議会運営委員長から、令和3年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がございました。

については、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議することに決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。

委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員10名ということで決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員10名と決定をいたしました。特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8

条第2項の規定により互選となっております。

このあと休憩といたしますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

それではここで、13時35分まで休憩といたします。

(午後1時21分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時35分)

○議長（笹木正文君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

予算審査特別委員会委員長に西内陽美君、副委員長に杉本初美君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

お諮りいたします。

令和3年度予算に関連する条例案である議案第15号、令和3年度予算案である議案第20号から議案第24号までについて、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、議案第20号から議案第24号までを予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日11日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時36分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和3年第1回新十津川町議会定例会

令和3年3月11日（木曜日）

午前10時00分開議

### ◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第4号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第5号 新十津川町行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第6号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第7号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第8号 新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第9号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第13号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第10号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第11号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第12号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（31号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第13号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第14号 新十津川町道路線の認定及び変更について  
(質疑、討論及び採決)

### ◎出席議員（10名）

2番 村井利行君	3番 進藤久美子君
4番 鈴井康裕君	5番 小玉博崇君
6番 杉本初美君	7番 西内陽美君



8番 長谷川 秀 樹 君  
10番 安 中 経 人 君

9番 長 名 實 君  
11番 笹 木 正 文 君

◎欠席議員（1名）

1番 井 向 一 徳 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	長 島 史 和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木 満 男 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 畑 晃 君

---

◎黙とう

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

開議に先立ちまして、皆さまにお願いがございます。

平成23年3月11日に発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から、本日で10年が経過いたしました。

この震災により、かけがえのない多くの命が失われました。最愛の御家族や御親族、御友人を失われた方々のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。

この犠牲の上に得た教訓は、この先も風化させることなく、また、今なお相次ぐ自然災害の教訓も活かし、防災、減災への備えに取り組む必要があると思いを新たにいたしましたところでございます。

ここで、震災により犠牲となられました多くの方々に、改めて哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと存じます。

皆さま、恐れ入ります、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（笹木正文君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、長谷川秀樹君。9番、長名實君。兩名を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付しております通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いいたします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたの

で、一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず一つ目の質問は、町長に質問をさせていただきます。

石狩川上徳富築堤工事の早期実行について質問させていただきます。

平成19年に策定されました河川整備計画において、上徳富丘陵堤工事が計画され、平成22年に地元説明会、そして、用地交渉が始まっております。ただしかし、10年を経過した今、いまだにまだ整備されていない状況であります。

未整備区域は、新十津川町が作成したハザードマップにおいて3メートルから5メートルの浸水区域となっているため、地域住民からは、早期の整備、実施を望む声が多く聞こえてきております。

町は、石狩川治水促進期成会などを通じて国に要望していると聞きますが、整備実施の見通しについてどのように捉えているのかを伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。それでは、5番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今質問の中にもございましたが、最初に石狩川上徳富築堤の丘陵堤整備事業について、概要を申し上げます。

昭和56年8月に起きた台風と前線による記録的な豪雨により、本町も大きな被害を受けたところでありますが、特に石狩川下流域を中心に大規模な氾濫により住宅や農地などが浸水し、甚大な被害を受けたことを契機といたしまして、北海道開発局において、今ほどご指摘のありました平成19年度、石狩川下流域の河川整備計画が策定され、その中に盛り込まれたものでございます。

それでは、事業主体であります札幌開発建設部滝川河川事務所からの情報として、整備状況の経過と今後の見通しをお知らせいたします。

この上徳富築堤は、徳富川合流点から尾白利加川合流点までの区間の築堤のことでありまして、平成20年度に事業が着手され、志寸川合流点から尾白利加川合流点までの築堤の河川側の盛土工事が行われ、半断面が整備済みとなりました。

平成22年度からは、国道275号と接近した区間の関係住民説明会や用地補償交渉が始まり、順次、用地買収や建物補償などが行われたところでございます。

平成25年度には、徳富川合流点から石狩川橋までの盛土工事が行われ完成となり、その後の工事においては、5番議員のご指摘のとおり残念ながら行われていない状況にございます。

しかしながら、この事業を進める上での懸案でありました事項が、河川事務所と連携を取りつつ、町が積極的にかかわり解消されたことから、令和3年度、新年度でありますけれども、上徳富築堤の整備工事に関連する測量設計業務が本格的に再開する予定とのことでございます。

一方、町の取り組みとしては、石狩川流域23市町村で構成する石狩川治水促進期成会の活動において、国土交通省や財務省に対し整備要望活動を継続的に行っており、また、町独自の活動として、滝川河川事務所に対し、この上徳富築堤の整備促進の要望活動を毎年

行っているところでございます。

今後におきましても、町民の生命と財産の安全を守るために上徳富築堤の整備促進が図られるよう、河川事務所との連携を深めるとともに、粘り強く要望活動を行って参ります。

以上、5番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど町長のご説明がありまして、大きな懸案事項が何とか解消されたということで、本当に町が毎年ですね、要望活動を続けてきたという部分においても、非常によく動き出すというような明るい兆しが今報告あったところです。これを聞いて、本当に少し安心しているところです。災害は、いつどこで発生するかわかりませんし、先ほど言ったように、あの地域がやはり大きな被害があつてのこの計画に盛り込んだ整備ですので、早い段階で整備が行われることを、私としても臨んでいきたいなというふうに思っております。

そこで、実はこの件に関しては、昨年の2月に開催されました経済文教常任委員会において、これまでの経過も含めてですね、住民に説明をするというようなお話もありました。ただその後、新型コロナウイルスの感染拡大もあつてか、いまだ住民への説明が実施されていない状況にあります。今後不安を抱えたこの地域の住民に対して、町はどのような対応を考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど再質問にありましたように、令和2年2月28日開催の経済文教常任委員会の報告事項で、石狩川上徳富特定工事の状況について建設課の方から説明をいたしました。

その際に、すでに用地買収や建物補償を得た事業関係者、住民の方々への説明会の開催を滝川河川事務所の方に要望することをお約束させていただいたところであります。

また、その旨を河川事務所に伝えたところ、説明会開催に前向きな回答をいただいたところでもございました。

しかしながら、平成25年度から工事が中断していた間に、さまざまな工事に関する基準が改定され修正検討の必要が生じたこと、事業主体である滝川河川事務所と国道を管理する滝川道路事務所と、同じ国の機関でありますけれども、それぞれ管理するところが違いますので、それぞれの調整で時間を要することなどに加え、今ほど質問にありましたコロナ禍でもあることから、令和2年度開催する予定であったのが、今の段階では困難な状況にあると伺っているところであります。

先ほど申し上げましたが、令和3年度におきまして測量設計業務が始まる予定でございますので、この内容によってより詳細なことが判明していくというふうに思われますので、令和3年度末までに住民説明会を開催されるよう、町の方から河川事務所に要望してまいりたいというふうに考えているところでありますので、そのことを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 昨年の2月に説明していただけるということで、私たち議会からもそういう回答をいただいたということで、地域の方にお話をしましたが、この1年間なかったということで、いち早く丁寧な説明をぜひ求めていただきたいなというふうに思っております。

また、この地域というのは、先ほどもちょっとお話があったとおり、みどり区側の方は一部整理区間というふうにはなっておりますが、万が一その未整備区間から水が漏れだしたときには、どうしても低い方に水が流れてしまい、やはり住民の方はこのみどり区の方にも水が流れるのではないかというような心配をしております。

また、この地域は排水機場がないので、どうしても水が溜まるいっぽうになってしまうというような不安を抱えているのが現状です。

そこで、この未整備区間があるという状況と水が流れて溜まってしまうということを考慮した上で、この地域住民の避難誘導にどのような配慮がなされているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

水害時における町民の避難行動につきましては、河川の水位上昇による警戒レベルに応じて、洪水が発生する前に水防団の出動や避難勧告を行うなどの対応をしていくこととしてございます。

このことは、丘陵堤の整備の有無にかかわるものではございません。もちろん、丘陵堤が整備されることによって堤防の強度が増し、安全性が向上することは間違いありませんので、地域の方々の不安が解消されるよう早期の完成を望んでいるところでありますし、町としても積極的に要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今年度、水害に備え防災行動に関して時系列で整理をしてございますタイムラインを策定いたしましたので、水害発生のある場合には、この行動計画に基づき、警戒情報や避難情報の発信を行い、適切な避難行動ができるようにつなげてまいりたいと考えてございます。

以上、5番議員からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 二つ目の質問に入らせていただきます。

かぜのびを活用したまちの活性化について、教育長に質問をさせていただきます。

風の美術館かぜのびがオープンして10年目を迎えます。彫刻家でデザイナーとして世界的に活躍している五十嵐威暢さんのアトリエ兼ギャラリーとして旧吉野小学校をリノベーションして活用した美術館で毎年約600の方が訪問し、芸術に触れる機会となっております。

しかし、10年を経過していても町民の中には行ったことがないという声も聞かれ、全体一年間の来館者を見ても、開拓記念館との比較で見ますとその3分の1に満たない状況であります。

美術館を作品鑑賞する場にとどまらず、体験や癒しを提供する場として美術館を活かした町づくりの事例も各所で見られるなか、本町の町づくりにおいて、かぜのびをどのように活用しようと考えているのかを伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。それでは、5番議員のご質問にお答えいたします。

かぜのびは、新十津川アートの森整備構想の一環として旧吉野小学校を改修し、現代彫刻と触れあうことができ、貴重な体験の場となる彫刻体験交流促進施設として、平成23年6月2日にオープンし、今年で10周年を迎えます。

この間、かぜのびは、指定管理者の一般社団法人風の美術館によって運営されまして、世界的に活躍する彫刻家五十嵐威暢氏の作品を展示し、ゆったりとした時間とアートを楽しむ空間として、新たな文化の薫りを発信し、本町の芸術文化振興の一翼を担ってまいりました。

この10年を振り返りますと、優れた芸術作品が鑑賞できる場の提供とともに、体育館の展示作品ゆ・ふ・る・じから差し込む光と、音楽の融合によるこもればいコンサートなどの自主事業の実施ですとか、本町の小学生に総合学習の時間で創作活動の指導をしていただくなど、意欲的に事業の展開をいただいているところでございます。

昨年8月のこもればいコンサートにつきましては、コロナ禍であったことから入場に制限がございましたけれども、総勢70人のご来場をいただき、そのうち24人の方が町民の方のご来場でありました。

教育委員会といたしましても、このコンサートをバックアップし、会場までの足の確保ということで送迎バスをご用意いたしまして運行を行ったところでございます。

五十嵐先生の作品は、役場新庁舎に「輝きの大地」、また、ゆめりあには「ム・ム・メ・モ」、さらにスポーツセンターにおきましては「る・る・る」という作品が展示されており、スポーツセンターにおきましては、多摩美術大学の学長に就任された際の繋がりから、学生の版画作品を道内の5か所の市町村が連携して巡回するというところで、北海道版画の巡回ギャラリーとして展示を行っております。

これまで10年の実績を踏まえ、令和2年第4回定例会におきまして、令和3年度から引き続き風の美術館が指定管理者としてかぜのびを運営することに対しまして、議会の同意をいただいたところでございます。

昨日の教育行政執行方針でも述べさせていただきましたが、令和3年度には、さらにかぜのびの魅力を向上するため、10周年記念作品の展示を含め展示作品の充実や施設周辺の環境整備を行うとともに、新庁舎をはじめ町内に点在する五十嵐先生の作品を紹介するパンフレットを刷新いたしまして、かぜのびを広くPRすることと考えているところでございます。

風の美術館は今後の事業展開として、こもればいコンサートや小学生の創作活動の指導を継続していくほか、五十嵐先生が関わられている学校ですとか芸術家との繋がりを生かしたイベントの開催、また、交流の機会を作りたいとの構想も持っておられますので、これ

からも風の美術館と連携をしながら効果的な事業を展開してまいりたいと考えているところがございます。世界的デザイナーの優れた芸術作品を身近に鑑賞できる機会があることは、大変貴重なことであると思っております。

かぜのび10周年を契機として、施設の充実を図り魅力を高めるとともに、道内の類似する彫刻施設等との連携を進めてまいりたいと思っております。また、閉校した学校活用の事例としてもかぜのびをPRしていきたいと考えておりました、かぜのびの情報を全国に発信してまいりたいと考えているところでもございます。

これまでも、女性団体連絡協議会ですとか、老人クラブ連合会の方が研修の機会としてかぜのびを訪れて見学していただいておりますけれども、今後も町内で行われる会議ですとか、研修会、団体のイベント等の機会に利用していただき、一人でも多くの方にかぜのびに足を運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げます、5番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 私たち議員で町民の方といろいろと話を聞く機会の中で、一度かぜのびを訪れた方のお話を聞くとは、やはりそこはさすがらしくて、もっと町としてPRすべきではないかという声も多く聞かれているところです。

先ほど教育長のお話にも出てきましたが、昨日の教育行政執行方針でもですね、役場、ゆめりあ、スポーツセンターに展示されている五十嵐威暢さんの作品を紹介し、アートの巡回鑑賞をPRするというふうになりました。

町の各所でそういった世界的な芸術に作品に触れるっていう、そういった芸術を身近に感じていただくようなまちづくりというのは、とても素晴らしいことだなというふうに感じております。

ただ、かぜのびは、どうしても町場からかなり離れている所、吉野地区という所にありますし、ちょっと訪れるっていう部分においては、足を運ぶっていうことに関して、結構困難なところもあるかなというふうに思っております。

そこで、この町から距離のあるかぜのびに多くの方が足を運んでいただく、また、訪れていただくためには、かぜのびまでやっぱり行きたいというような、そういった思わせるような工夫というのが必要になってくるかなというふうに思っております。

町として、この工夫をどのように行うことを考えているのか、それを質問したいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員さんの再質問にお答えいたします。

今の先ほどの私の答弁させていただきましたけれども、かぜのびにつきましては、こもれびコンサートなどにつきましては4回開催しております、そのような中で彫刻と音楽が出あうときというようなコンセプトで、風の美術館の指定管理者の方で活発な活動をしていただいております。

そのような中で、先ほど答弁いたしましたように、町民の方が昨年コンサート24人観られておりました、毎年のように楽しんで鑑賞に来ていただいております。

そのような中で、かぜのびがですね、今、芸術はもちろんなんですけども、札幌の音楽関係者にも広く知れ渡っておりまして、多くの演奏者がこのこもれびの中で演奏を望んでいらっしやっております。

そのようなことから事例で申し上げますと、先月に新十津川中学校の50周年、校歌を収録していただいた札幌の岩崎さんという方も、令和元年度にかぜのびでコンサートをしていただいた縁ですとか、あるいは、今年のコンサートをしていただきました世界旅行音楽団、「つきのさんぽ」さんにおかれましては、8月16日にコンサートを開いて、さらに、この空間がすばらしいということで、引き続きかぜのびに訪れていただいて、自分達の音楽を収録していただいたり、そういうPR、すごく効果が出ておりますので、こういうコンサートも含めてですね、すばらしいイベントを町としてPRしていただきたいし、リピーターの拡大に努めていきたいとそうように考えているところでございますし、併せて、交通手段等についても引き続き教育委員会で対応して、PRについてもしていきたいと思っているところでございます。そのような中で考えているところでございます。

以上、5番議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） やはりこの10年間で着実にこのかぜのびの良さというのは広まってきているんだなというのが、今のお話を聞いてすごく実感したんですけども、先ほどちょっとご質問した内容の意図というのは、せっかく新十津川町の各所にすばらしいそういった彫刻だとかが観れる、今度は新庁舎にもすばらしい彫刻が観れるわけなんですけども、それを観た方が、やっぱりちょっと、かぜのびまで行ってみたいなって思えるような工夫というんでしょうかね、やはりかぜのびが拠点となって、あそこに行ったらすごい、やっぱりすごいねって言えるような、そういったような工夫がないと、もちろんイベントをたくさんするっていうのは、その時は足は向くのですけれども、日頃からやはり町に訪れた方がその作品に触れて、それを触れることによって、やっぱりかぜのびまで足を運んで行ってみたいなって思わせるような工夫が、私は大事なんじゃないかなっていうふうに思って質問させていただきました。

それで、今このアートでまちづくりっていうのをちょっと調べてみると、さまざまな行政や町でいろんな取り組みがなされていました。

特に、それぞれの地域がその地域の特性を生かしてこういったアートのまちづくりを行っているんですけども、本町の場合は、町の中あるいはちょっとした足運べる場所ではなくて、やっぱりわざわざ足を運ぶというかですね、そして、その吉野地区という山あいの自然豊かな地域にある廃校を利用しているからこそ造れる空間をやはり演出をして、町内外から多くの方が訪れて、また、一度訪れた方がもう一回行ってみたいと思えるような、そういったような、どっちかというともう社会教育資源というよりも、町の観光の目玉というような場所を目指してはいかがかなというふうに私は考えております。

その辺に関して最後、教育長のお考えをお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員の再々質問にお答えいたします。



私もですね、今ほど議員さんからご指摘をいただきましたように、観光的な要素としてかぜのびは更に付加価値を高めるべきだという思いからですね、今年度のリーフレットを作成するとか、また、役場内の産業振興課とも横の連携を深めながら、この新十津川に訪れた方が、役場からまたいろんな公共施設に寄っていただいて、そのような中でかぜのびに行っていていただくということを連携しながら進めていきたいと思っているところでございますし、スポーツセンターの作品展示の所にも、あそこに、かぜのびの紹介をして、さらに、ふるさと公園には大勢の方がみえられますので、スポーツセンターからかぜのびへ行っていただくと、そういうような意図で進めているところでございますので、さらにかぜのびが貴重な芸術文化、また、観光的な資源でありますように、いろいろ横の連携を深めながらPRに努めてまいりたいということをお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

それでは、以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、7番、西内陽美君。登壇の上、発言をお願いいたします。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示をいただきましたので、通告に基づき、教育長に一般質問をさせていただきます。

質問の要旨としましては、生涯学習と高齢者福祉についてご質問させていただきます。

ふるさと学園大学、ゆめりあ部会、福祉バス、高齢者生きがい対策等の事業は、今年度まで保健福祉課が所管し、10年を一つの計画期間とする新十津川町第5次総合計画において、高齢者福祉の充実という政策を具体的に実践する施策として、この事業展開をされてきています。

令和3年度は、この第5次総合計画最終年度でありながら、高齢者生きがい活動に関する業務は、新庁舎建設に伴う行政組織編成に合わせ教育委員会が所管することになりました。そして、生涯学習、社会教育活動と位置づけられました。

一方、令和3年度から5年度までの計画期間とした新十津川町高齢者保健福祉計画案では、高齢者大学、本町ではふるさと学園大学と申します。また、高齢者部会、これは、ゆめりあ部会でございますが、これらの活動の自主的な活動支援、福祉バスの運営、シニアいきいきクラブなどは、高齢者福祉充実の主要な取組として挙げられています。

保健福祉課から引き継ぐこととなるこれらの事業について、教育委員会としてどのような方向性で高齢者の生きがい活動の充実を図り、支援し、推進していくのか教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、7番議員さんのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設に伴う行政組織編成により、令和3年度から高齢者生きがい対策事業並びに総合健康福祉センター及び生きがいホール施設の管理運営を教育委員会が所管することになっていきます。

具体的な事業といたしましては、今ほどお話ありましたように、ふるさと学園大学、そ

れから、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブ及びそれら事業に伴う送迎バスの運行業務管理でございます。

魅力ある生きがい活動の場を提供し、健康でいきいきした高齢者の暮らしを支援するため、新十津川町第5次総合計画の施策として、また、第7期高齢者保健福祉計画及び現在策定している第8期計画案においても主要な取組として掲げられております。

令和3年度から、教育委員会で高齢者の生きがい活動としてどのように推進していくかというご質問ですが、まず、保健福祉課から教育委員会に所管が移ります事業につきましては、しっかりと保健福祉課の事業を引き継ぎ、今まで保健福祉課で行ってきたことをベースとして事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その上で、生涯学習及び社会教育活動として位置づけ事業を執り進めてまいります。

これまでも、ふるさと学園大学の講師に関する情報を共有したり、ゆめりあ部会員と子ども達と一緒に陶芸ですとか大正琴、書道などを楽しむ、ふれあい体験教室など、福祉と教育が連携して進めてきた事業もでございます。

教育委員会といたしましては、社会教育主事等の専門的な知見や教育委員会のノウハウを活かし、特色ある事業展開を図ってまいりたいと考えております。

生涯学習は、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習でございまして、自己の人格を磨きながら豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができます。

また、学びは生きがいに繋がるものでございます。このことは年齢には関係ございませんので、高齢者を含めすべての町民が心の豊かさや生きがいのある人生を築けるよう、学習機会を提供するとともに、学習活動や生きがい活動を支援してまいります。

以上、7番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 再質問は、教育委員会ならではの事業拡充の可能性についてお伺いしたいと思います。

生涯学習は、本人が自発的に自分に合った方法や機会を選んで学び続けていくという考え方が基本であることは、ただ今の教育長のご答弁でもございました。

生涯学習を続けて豊かな人生を生きたいと願う高齢者の意欲に応じて、参加しやすい学習機会を提供するということは、社会教育における行政の役割だというふうに考えております。

ただ今の教育長のご答弁によりますと、ふるさと学園大学、ゆめりあ部会、福祉バスなどの事業が教育委員会に移管されたのちも保健福祉課所管時と同様に、世代間交流の機会、そして、身体的な理由や住んでる地域によって参加が困難にならないような配慮は継続されることがわかりまして、大変、安堵してるところでございます。

移管されるこの4月からすぐに新事業や拡充を求めるということは申しませんが、これから教育委員会で担うことで新たに取組めることが増えるのではないかなど期待するところでございます。

今後は事業の今の継続以上に、例えば、毎年多くの高齢者が入学するふるさと学園大学などは、さまざまなメニューやカリキュラムが用意されておりますけれども、今教育長が

おっしゃったように、福祉と教育が連携することで、現在よりなお一層充実させることが可能ではないかと考えますが、教育長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 7番議員さんの再質問にお答えいたします。

今ほど質問ありましたように、高齢者福祉の事業を基にいたしまして、教育委員会ならではの取組を行っていきたいと考えているところでございます、新年度から。

そのような中で、例に申し上げますと、ふるさと学園大学の講師にですね、ふるさと学園大学は年間、複数のカリキュラムがありますけども、その中に現在、小学校、中学校あるいは社会教育で助手として活動していますALTを講師として招いて、異文化となるアメリカの生活や日本の北海道の新十津川の風土などの違いをお話いただく講座を新たに考えていきたいと、そういうことで教育委員会が所掌することにより、特色ある講座を開いていきたいということで、一例として考えているところでございます。

また、いろいろな部会がございましてけれども、そのような中で、ゆめりあ部会については、例えば、10の部会がございまして。そのような中で、現在はコロナ禍という制約がある中でなかなか活動もできない場合がございますけれども、こういういろいろな専門的な部会の皆さんのすばらしい経験や何かをですね、学校やなんかの総合学習の場ですとか、あるいはキャリア教育やなんかで学校が求める場合等ございましたら、その面につきましても、お力を借りて、そして、可能な中で子供達に伝承していただいたり、あるいは、こういう部会の皆さんと子供達の交流ができる場が促進できればいいなと思っております。でございますが、いずれにいたしましても、教育委員会が新年度から初めて今までの業務を担うこととなりますので、保健福祉課とも連携を図りながら、そして、今までの各団体の皆さんとのいろいろお話をしながら、さらに町民の皆さんにとって生涯学習の推進が図れるよう、交流促進も含めて進めていきたいなと思っております。

以上、7番議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ただ今の教育長のご答弁の中では、世代間交流の場をつくること、機会を拡充するという方策につきましては、高齢者に特化した事業以外にも社会教育活動とのかかわりを深めていくというお話でしたので、これからもっともっと豊かな、ふくよかに運営されていくのではないかなということが期待されます。

今、教育長からお話しありましたように、高齢者の生きがい活動もご自身の美術や趣味の延長ですとか充実など、自己完結にとどめることなく、そういったものも文化や芸術同様に地域や町の財産としてその価値を尊重して次の世代に継承させるという意識を町全体に根づかせて、醸成させることが大切ではないかなと思います。

今ほどゆめりあ部会が例に出ましたけれども、そのゆめりあ部会なんですけど、その団体の中には会員数や参加者数が減少していったり、指導者そして後継者不足問題に直面しているものがあります。

生涯学習における人材育成というのは、教育委員会だからこそ切り込んでいける問題ではないのかなというふうに思います。

こういった人材育成に関しては、教育委員会ではどのように取り組んでいかれるのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 7番議員の再々質問にお答えいたします。

最初のご質問の答弁でもさせていただきましたように、教育委員会につきましては、社会教育主事もおりますので、そのような中で各部会の皆さんとしっかりと話をしながら、そして、生涯学習に向けてどのように進めていけばいいのか、今ほど各部会の会員の皆さんも減少傾向にあるということも踏まえまして、まずはしっかりと話し合いをしながら、そして、そういう伝承できたり交流促進ができるように、社会教育主事、また、教育委員会がいろいろ語り合いながら進めて、方向性をしっかりと進めていきたいと思っているところでございます。

なかなか一緒に、人が確保、維持できるとかということとはわかりませんが、そのような形でしっかりと向き合って活動をしていきたいと思っているところでございます。

以上申し上げまして、7番議員の再々質問にお答えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それではここで、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時49分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

○議長（笹木正文君） 次に3番、進藤久美子君。登壇の上、発言をお願いします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、教育長に一般質問させていただきたいと思っております。

質問事項については、公立学校教育の働き方改革についてでございます。

北海道議会は、公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入するための条例を可決されました。

しかしながら、制度の適用については、市町村の教育委員会や各学校の判断により導入されるものであり、一律に適用される制度とはなっておりませんし、時間外在校時間が国が指針で定めた上限である月42時間、年320時間以内であることが前提となっております。

教育行政執行方針でも、教職員の働き方改革の推進について述べられておりますが、教育長に2点お伺いさせていただきます。

まず一点目、校務支援システムの有効活用とはどのようなものか、具体的にお尋ねをさせていただきます。

二つ目として、働き方改革推進委員のメンバーについては、管理職で構成するとなっておりますが、現場の教員の声をどのようにすくい上げてくることができるのか、その方法についてお尋ねをさせていただきます。

以上2点、教育長にお尋ねをさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、3番議員のご質問にお答えいたします。

本町では教職員の長時間労働などを解消するため、平成30年度に新十津川町立学校における働き方改革推進計画を策定いたしまして、小中学校と協議を行いながら教職員の長時間労働の縮減や休日の適切な取得ができるよう取り組んでいるところでございます。

一点目のご質問の校務支援システムについてでございますが、教職員の負担軽減や校務の効率を図るため北海道が推奨するシステムを今年度から本格運用しております。

掲示板ですとかメール機能のほか、今まで教職員がそれぞれ管理作成していた出席簿、指導要録、通信簿、健康記録などがシステムで管理することができるようになりました。

掲示板やメール機能は、教職員の情報共有や会議資料の事前送付に活用することで、打合せの省略や会議の時間短縮につながっており、またペーパーレス化にも効果がありました。

出退勤管理については、教職員が出勤簿に印鑑を押印していたものがICカードによる管理となりまして、正確な在校時間の把握とデータ分析により、長時間労働の原因の検証に役立っているところでございます。

さらに、システムによる指導要録、通信簿、健康記録管理は、すべての教職員が児童生徒の学習ですとか、生活の様子などの情報を共有することで、児童生徒一人ひとりへのきめ細やかな指導を行うことが可能となりました。

今年度は運用初年度であることから、すべての機能を教職員全体で使いこなすまでには至っていない面もありますけれども、学校現場におきましては、徐々に活用の効果が表れてきておりまして、今後さらに習熟して使いこなすことで成果が表れ、勤務時間の短縮につながるものと考えているところでございます。

続きまして、二点目のご質問の働き方改革推進委員会についてでございますが、この委員会につきましては、学校における働き方改革の推進や教職員の長時間労働を改善することを目的としまして令和2年4月に設置をいたしました。各学校の管理職ということで、具体的に申し上げますと、小中学校の校長、教頭で4人、それから、教育委員会の職員ということで、事務局長、主幹、学校教育グループ長の3人ということで、現在7人でこの推進委員会を構成しております。

今年度におきましては、この委員会を3回開催いたしまして、各学校の勤務状況や校務支援システムの活用状況、働き方改革推進計画の進捗状況等について報告及び協議を行いました。

小中学校から推進委員会に、先ほど言ったように管理職が出席しておりますけれども、各学校におきましては、職員会議等により教職員の意見をまとめてこの会議に臨んでいただいております。

今後におきましても、教職員が意見を出しやすいように、個別のアンケート調査の実施も現在予定しているところでございまして、学校での働き方改革について教職員の意識や考えをしっかりと聞き取りながら、勤務状況の改善につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、保護者や地域の方々に対しまして教職員の勤務状況を知っていただき理解を深めていただく取組みも重要と考えているところでございます。

以上申し上げまして、3番議員の質問に対します答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 校務支援システムの有効活用、また、働き方推進委員会の現場の教職員の皆さんの声をどのようにすくい上げていくかっていうことが教育長の答弁でわかることができました。ありがとうございます。

そこで、お伺いさせていただきたいと思います。

校務支援システムの有効活用ということで、このシステム大変有能なもので、本当にすばらしいものだっていうふうに先生の方から、そういうお声を聞かせていただいているところです。

それをさらに有効活用するには、専門家の指導が必要なのではないかっていう自治体もあらわれていると聞いております。本町においては、このシステムを更に有効活用するために専門家の指導を必要とするっていうお考えはないのでしょうか。

また、この支援システムを教職員が使いこなすことによって先生達が大変だとか、こういうところちょっとわからないなっていうことを誰かに聞いたりする、そういう支援策っていうのかな、そういう対応策っていうのは取られていらっしゃるのでしょうか。

また、働き方推進委員会ということを持ち上げるということで、教職員の勤務労働とか時間外勤務とか、そういうのを把握されているのではないかっていうふうに思うところです。もし先生方の勤務状況について時間外労働とか、そういうのを把握されていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

また、今の通告の部分にもありましたように、一年単位の変形労働制について、本町としてはどのようにお考えになっているのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問にお答えいたします。

今ほどですね、まず、校務支援システムをさらに有効的に活用するように指導、助言する考え方はあるのかということで、新年度の予算の方で、いろいろICTも含めた中で、ICTタブレットですとか、あるいは教職員のパソコンですとか、あるいは校務支援システムを含めて、そういう学校にあるそういうシステムをさらに活用できるよう指導する面の予算も上程させていただきたいなと思っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

また、勤務時間につきましては、現在、把握はしているところでございますけども、これにつきましては、今年度については、コロナ禍ということで勤務時間がちょっとオーバーしている面もございますが、この時間数については、現在のところ申し述べないということよろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

再々質問を許します、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） それでは、令和2年9月に高校全日制、定時制、特別支援学校

を含め292校の道立学校及び札幌を除いた178市町村の市町村教育委員会宛てに意向調査が、1年単位の変形労働制の導入についてアンケートを取っているってということ聞いてるところでございます。

令和3年度からの活用を検討しているって回答をした市町村が67で全体の38パーセント、令和4年度からの活用を検討しているところは76で43パーセント、活用予定などの回答市町村が6で3パーセント、その他との回答が29で16パーセントと聞いております。

この制度導入については、各学校の判断によるものであり、教育委員会から押しつけていうか、ほかの自治体もやっていますから是非導入してくださいってということもやっている学校もあると、教育委員会もあると思いますので、そこら辺をちょっと十分に気をつけて、現場の先生の声を第一に考えてこの導入については進めていっていただきたいなど、そのように思っているところです。

本町としては、この1年単位変形労働時間制を導入されるおつもりがあるのか、もしそのようなおつもりがあるのでは、スケジュール的なもので何か決まっていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） それでは、3番議員の再質問にお答えいたします。

今ほど議員さんからお話ありましたように、北海道におきましては先の道議会におきまして、1年単位の変形労働時間制が導入されるよう条例改正を行いました。

この1年単位の変形労働時間制は、一年間の中で業務の繁忙に応じ勤務時間を配分する制度でございまして、長期休業期間中に休日を中心して確保することを目的とした、いわゆる、休日まとめ取りを行う場合に限って活用できる制度でございまして。

具体的には、教職員の1日の勤務時間を9時間まで、1週間の勤務時間を48時間まで最長延長することができまして、夏休みなどの長期休業期間にその延長した勤務時間分を休日として扱うことにより、教職員に連続して休んでもらうことができる制度でございまして。

導入に当たりましては、学校での業務量の見直しや、勤務時間の縮減などの働き方改革を進めながら、前年度の時間外勤務時間が月45時間、それから年360時間以内の教職員を対象として、教職員本人が制度適用を希望し、学校長が認めるものみに適用するものでありますので、全職員に強制するものではございません。

北海道教育委員会におきましては、教職員向けにパンフレットの配布や研修会を実施し、制度の周知を行っているところでございまして、本町にも教職員に配付しているところでございまして。

なお、本町におきましては、この4月から一応実施できる体制は整えることが重要であると、働き方改革の見地からですね、ということで、教育委員会におきましては、今月の26日に開催予定の定例教育委員会におきまして、新十津川町学校管理規則等の改正を行い、休暇を取得できる体制の整備を進める予定でございまして。

以上、3番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 進藤議員よろしいですね。

それでは、以上で進藤久美子君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

---

○議長（笹木正文君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第4から議案第14号までの議案につきましては、3月9日の定例会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第4号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） まず、確認なんですけれども、2条の選挙カーというか、選挙運動用自動車の無料をしようというところで、この条文からいうと、告示日から選挙前日の5日間の間ということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えいたします。

選挙運動用の自動車につきましては、告示日から選挙の前日までということの間違いございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） この条例ってというかそういった中でですね、議員のなり手不足というか、そういった部分の多少なりの解消になるのかなってなことを思う中では、ありがたいことだと思うんですけれども、実態からすると、選挙運動用の車というのでは、実際には事前審査というのがありますよね。それが、実際には何日前かちょっと記憶があれですけれども、それとですね、そのために審査を受けるための事前準備というか、看板を載せたり、いろんな前もって準備をしなければならぬということもありますし、あるいは現実には、最終日は8時までの運動期間の中でですね、搭載したものを外したり、あるいは片づけてお返しするということになる、その日にはとても無理な話、現実はそうです。

そんなことからですね、現状に合ったような形の中で運用できるような形にさせていただければ更にありがたいのかなってそんなふうに思いますけど、その辺はいかがですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えいたします。

実情につきましては、今ほど議員のおっしゃるようなところが実情なのかなというふうに、私どもも理解してございますが、今回の条例の制定に関しましては、あくまでも公職選挙法の中で、この範囲内において定めることができるとされてございます。

公職選挙法の中で告示日から選挙の前日を最大限の日数としてございますので、これを超えて本町だけが条例を制定するというにはならないということをご理解いただきました。



いと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） ないようですね、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第5、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 質問をさせていただきます。

第2条第1項の中に婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女に改めるとありますけれども、誰がどのような判断でこれを認めるのか、非常に難しいと思うんですが、どういうお考えでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

実際、今回は事実婚という部分のご夫婦に対しての拡大ということで進めております。それにつきましては、一緒にお住まいですとか、そういうような事実等、また、税金等々の部分もお調べしながら確認させていただきながら、婚姻の関係をお調べさせていただきながら認定させていただくような形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 鈴木議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 今までに助成金を受けられた方、もし差し支えなければ、何人くらいおられるのかちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

直近で申し上げますと、まず、本年度の実績でございますが、特定の助成を受けられたカップルと申しますか、につきましては、4人の方が助成を受けられておまして、本年につきましては、そのうち2名の方がご懐妊までつながっております。

次に、一般女性の方の実績におきましては、2名の方が助成を受けられまして、1名の方がご懐妊に至っております。

ちなみに、昨年がお一人、合わせて3名の方が受けられておりますけれども、残念ながらご懐妊には至っていなかったということで、本年は、かなりご懐妊の方が多かったということになってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第6、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第7、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第8、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 2点お伺いいたします。平成29年度から令和元年度の社会教育施設の利用状況を提示していただけてます、委員会の方で。

それを見ますと、やはりピンネスタジアム、そして、ピンネサッカーコート以外は11月に入ると利用がほとんどない状況というのがわかりますので、これは致しかたないなとは思いますが、サッカーコートに関してはここにしかありませんので、この営業を10日程ですが短縮することによる影響はないのかというのが1点。

2点目は、閉鎖作業を一体的に行うということで、どのくらいの経費削減が期待できるのかということをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、7番議員の質疑にお答えいたします。

今、ご質疑の中でございましたとおり、11月に入りまして、ふるさと公園施設の利用はほとんどないというのが現状でございます。

そんな中でサッカーコートでございますが、サッカーコートにつきましても、一昨年についてはございませんが、昨年につきましては、11月の1日に団体の使用29名がございまして、これ以降は利用はない状況でございます。

サッカーコート、その前のデータも見ましても、だいたい11月の最初の連休当たりで使われないというのが現状でございますので、そのようなことで今回、条例を提案させていただいております。

それと、それによる効果でございますが、ちょっと金額的には出せないのですけども、実際に委託を受けている業者さんが、パークゴルフ場の閉鎖に向けて作業を行っているのんですけども、ほかの施設がまだその作業に加われないということで、どうしてもその間人の確保ですとか、資材の関係ですとか、もう片付けもできないということがございますので、それをパークゴルフ場に合わせることによって一体的に進めることができるということで効果があるというふうなことで、ちょっと金額的には押さえておりませんけれども、そんなことこでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第9号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第13号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページをいくつか区切って質疑を行います。

また、質疑を行う際には、議案のページ、科目、事業名を最初に示したうえで発言していただきますよう、議員各位の皆さまに協力をお願いいたします。

それでは、初めに、24ページから65ページまでの歳入についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出、66ページ、1款議会費から81ページ、3款民生費までについての質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ページは72ページをお願いいたします。7目町有林造成管理費の中の事業番号1番、町有林保育管理事業についてお伺いいたします。

151万5千円の減額とあります、この内容についてお伺いするものですが、今年度は例年どおり町内3か所の町有林の下刈りに加えて、学園100年の森の伐採した後にクリーンラーチという木を2,000本植樹するという事業計画をされてましたが、どの事業に対しての減額だったのかをお知らせください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、この町有林保育管理事業で減額する金額ですが、当初予算で盛り込んでおりました排水溝等の土砂上げの未執行分が21万2千円、そして、下刈りが何件かございますが幌加町有林の下刈りの執行残が9万9千円、そして、創造の森の保育管理の下草刈の執行残が14万3千円というふうになっております。

今ほどご質問にありました100年の森の植栽、それから合せまして、下刈りの執行残が106万1千円執行残となっております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、続けて。

○7番（西内陽美君） すみません、聞き逃したのかもしれませんが、もう一回確認させていただきたいのですが、クリーンラーチ2,000本は無事に植樹をされたのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 春の新植で本来であれば2,000本すべてを用意して植栽する予定としてございましたが、造林協会の配置分から2,000本すべてが手に入らなかったことから、秋の11月に2,000本の植栽をすべて終了しております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 同じく72ページの2款1項9目行政区費でお願いいたします。事業番号2番、行政区活動支援事業なのですが、当初予算に対しまして約3割減という結果になりました。コロナの関係がありまして、いろいろ行政区活動は制限されましたけれども、3月時点では行政区提案事業が24件、郷土愛育成事業7件、環境づくり事業10件、それらの実施状況がどうだったのかということと、また、防災関連の研修や訓練が全行政区の中では6行政区で予定されてましたが、その実施状況についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政区費の中の行政区活動支援交付金の中で、先ほど言われましたように、提案型の方の事業になりますが、提案事業が24件、郷土愛育成事業が7件、環境づくり事業が10件ということで、当初の申請ではそのような数字に、すべてで41件の提案型の事業を実施したいということで行政区の方から上がってございました。

それが、ご存じのとおり新型コロナの関係で、なかなか皆さんを集めるということができなかったということもありまして、事業的に申しますと、提案型事業が24件だったものが9件に減少しております。それと、郷土愛育成事業は7件が3件に減少しております。環境づくり事業10件、これにつきましては、外で行う花壇作りとかが多いものですから、こちらについては、10件そのまま実施されたという状況で、41件が最終的には22件の実施に止まったという形になっております。

それで次に、防災事業につきましては6行政区で実施予定でしたが、これにつきましては、総務課というか災害対策事務局からの熱心なお話もございまして、6行政区のうち五つの行政区が実施したという状況になってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 78ページお願いいたします。2目高齢者福祉費の事業番号16番、介護予防通所サービス事業です。これはいわゆる、デイサービスになる部分だと思うのですが、やはりこれも同じようにコロナによってデイサービスを控えようという動きがあったのか、それとも、本町にリハビリ、デイサービス型が無いので、そのあたりの不便さがあったのか、この減額となった要因についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

16番、介護予防通所サービスの減額内容でございますけれども、基本的にこちらは、連合への負担金の減ということでございまして、いずれにせよ、やはり今申し上げられたとおり、コロナに係る部分での利用者の減が大きくそれに対応した形での連合からの負担金も減ったという形になってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

続いて質問して下さい。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。それで、また15番に戻るのですが、通所サービスが減った分、訪問サービスが増えたかと思っただけで、訪問サービスの方もやはり増えていない減っている状況にあります。

やはりこの在宅でいらっしゃるご高齢者が、そういったデイサービスに通えないということで、何か健康的に衰えてきたとか、また、介護度が上がったですとか、あるいは、介護されているご家族のご様子ですとか、負担増の何かそういった相談のケースがなどがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

やはり実際、コロナの関係でそういった部分での利用者の、15番、介護予防につきましても連合の委託が減になったというところで、あと、実際の利用されている方のお声という部分での直接のご相談というのは、あまりなかったかなという部分では、担当からは聞いてはおりますけれども、いずれにせよ、コロナの影響がありましたけれども、そういう高齢者の方々にフォローできるような形で、今後も進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑ないようですね。

質疑なしと認めます。

これで、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、82ページ、4款衛生費から95ページ、7款商工費までについての質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 82ページお願いいたします。2目の環境衛生費、事業番号4番、浄化槽設置整備事業の減額なんですけれども、今年度は浄化槽本体の設置補助基準額を引き上げたりですとか、宅内配管工事費の助成を拡大をされたのですが、そのような影響といたしますか、拡充されたことに対して実績はどうだったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

浄化槽の設置事業につきましては、当初予算では5人槽が3基、7人槽が3基、それと先ほどおっしゃいました撤去費用が1件と、あと宅内配管が2件という形で、今年は拡大したような形で予算計上させていただきました。実績としましては、5人槽が3基、7人槽が2基、そして、撤去費用と、あと宅内配管については、該当がなかったということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで、衛生費から商工費までの質疑を終わります。

次に、96ページ、8款土木費から119ページ、13款職員費までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） それでは、96ページ、8款2項2目道路新設改良費、2番の踏切視距改良事業ですが、大幅な減額となっている上に、資料によりますと、資料の9ページですか、地方債3,360万がその他財源1,951万振り替わっていますが、この要因についてちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 4番議員のご質問にお答えをいたします。

地方債がその他財源に振り替わっているということでございますけれども、こちらについては、JR札沼線の跡地整備基金繰入金に振り替えたということでございます。以上でございます。

大幅な減額の理由といたしましては、調査測量設計の中において、当初、測量基準点を大幅に見ておりました。ただ、その基準点が補助整備等々に使われていた基準点が使われることが後ほど判明したことにより、その分の設計変更の減でございます。

○議長（笹木正文君） 何か補足ありますか。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 舗装の工事が冬期間で減じたことも含めてでございます。割合としては、その測量設計の基準点が大幅に落ちたことによるものの減でございます。

○議長（笹木正文君） 鈴木議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 110ページ、文化振興費の2番の芸術鑑賞事業なのですが、既定予算では255万全額が減額補正になっているのですが、私の記憶では、つきのさんぽも確か実施したと思うので、その辺の関係、どういう具合なものが芸術鑑賞の予算として計上していて、何々が中止したとかなんとかって、その辺がちょっとわからないので、全額減額というのが気になったものですから、その辺の内容について説明をお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、10番議員のご質疑にお答えいたします。

この文化振興費で予算計上しておりましたのは、音楽事業としてルパンジャズライブで255万全額見ておりました。コロナ禍の中で9月開催、12月開催というふうに調整しながら摸索してたのですが、最終的に出演の方が来られないということになりまして、開催できないということで、全額今回減額させていただいているという経緯でございます。

つきのさんぽにつきましては、また、別の予算ということになります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） 116ページ、公債費ですけれども、3億6千万あまりの償還増というか、そういった形の中で今年度を現すような結果ですけれども、繰入金を減額したり、あるいはこういった公債費に3億いくらということで、5億以上のお金がおそらく出てくる。

今後は決算に向けては、最終的には不用額があったり、常日頃から最小限の経費の中で最大限の効果を出すというような形の中で、本当に経費の節減に向けたそういった取り組みはもちろんされているわけですが、今回も皆さんもご案内のようにコロナ禍の中



で開催できなかつたり、あるいは、実施を余儀なくされる、そういったような町のもろもろの事業があったわけですけれども、この現状の中でコロナの影響というのが、コロナの影響というか、コロナによって町の事業が実施することができなかつたと思われるものというのは、どれくらいの割合、額としてのどれくらいの割合なのか、そして、最終的には不用額も出てきたりということで、最終決算の中ではどんな形が予想されるのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えいたします。

今ほど議員からのお話にもあったように、今回の減額補正においては、通常の事業執行における執行残に加えて、コロナによる影響というのがかなりあるかと思えます。

結果といたしまして、結果としましてといいますか、この中にコロナによる影響分がどれだけあるかというのは、ちょっと今の段階では分析はしてございません。

昨年の秋だったと思えます、3定において一度、その時期までにイベントですとか、大きくコロナによって執行ができなかつたものについては、一度補正予算という形で整理をさせていただきました。

それに加えて、今回もまだ積み増しがあるというようなことでご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで、土木費から職員費までの質疑を終わります。

以上で、議案第9号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第13号は、原案のとおり可決されました。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時58分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第10号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第11号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第12号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第13号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第14号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 町道認定の件についてはいいのですが、一番計画的に大きいのが文京3号通り、この路線について、同じような幅員また歩道を計画しているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 4番議員のご質問にお答えをいたします。

ただ今の文京3号通りの道路の幅員構成ということでのご質問だと思うのですが、当該従前の二重線の部分については、道路幅員5.5メートル、縁石の幅員7メートル、歩道がそれぞれ2メートルずつの両歩道の道路でございます。

今度新しく延長する部分につきましては、片側歩道タイプということで、農協の方のエリアの方については歩道が無いということでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） この資料の中の今の文京3号通りもそうなんですが、矢印の先端までを示しているのですか。サライの所も途中で、途中というか、その先は道路としないでいるということなのですか。

それともう一つ、これ直接関係ないんですが、新十津川駅が廃止になりまして道道学園ということで、これをずっと道道である予定なものなんですか。その辺伺います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 9番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の道路の認定の部分でございますけれども、サライ通りのことによろしかったでしょうか。

サライ通りの矢印がちょうど終わりになっている部分というのは、これは幅員が道路の幅員として町道として管理できる、保たれる最大の幅員がそこまでということで、その後の道路につきましては、この施設の中の管理として管理するというので、この部分だけを町道認定するものでございます。

あと、もう1点ですが、駅の跡地整備事業に絡んで、道道は駅がなくなるのだけど道道でいられるのかというご質問かと思うのですが、こちらについては、駅は無くなったとしても、道道としての管理は行っていただく予定としております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） はい、ないようですね、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、新十津川町道路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

予算案及び条例案審査のため、3月18日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、3月18日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

3月18日は、予算審査特別委員会終了後に本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時09分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和3年第1回新十津川町議会定例会

令和3年3月18日（木曜日）

午後1時06分開会

### ◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第16号の訂正
- 第3 議案第19号の訂正
- 第4 議案第16号 新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止について  
（内容の説明、質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第17号 新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第18号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第19号 新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について  
（内容の説明、質疑、討論及び採決）
- 第8 予算審査特別委員会審査報告
- 第9 議案第15号 新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定について  
（討論及び採決）
- 第10 議案第20号 令和3年度新十津川町一般会計予算  
（討論及び採決）
- 第11 議案第21号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第12 議案第22号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第13 議案第23号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第14 議案第24号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第15 閉会中委員会所管事務調査申し出について

### ◎出席議員（10名）

2番 村井利行君	3番 進藤久美子君
4番 鈴井康裕君	5番 小玉博崇君
6番 杉本初美君	7番 西内陽美君

8番 長谷川 秀 樹 君  
10番 安 中 経 人 君

9番 長 名 實 君  
11番 笹 木 正 文 君

◎欠席議員（1名）

1番 井 向 一 徳 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	長 島 史 和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木 満 男 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 畑 晃 君



---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さま、ご苦労さまです。

ただ今出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午後 1 時06分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。2番、村井利行君。兩名を指名いたします。

---

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程されます、日程第 2 及び日程第 3 の案件につきましては、関連がございますので一括上程といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第16号の訂正、日程第 3、議案第19号の訂正は、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第16号、議案第19号の訂正説明、許可

○議長（笹木正文君） それでは、日程第 2 及び日程第 3 について、新十津川町議会会議規則第20条第 2 項の規定により、町長から訂正の許可請求がありましたので、町長から訂正の理由について説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） はじめに、これらの議案につきまして、訂正の必要が生じたことに、深くお詫びを申し上げます。

それでは、議案第16号の訂正及び議案第19号の訂正につきまして、これら訂正の理由の説明をさせていただきます。

議案第16号及び議案第19号につきましては、いずれの議案も条例の廃止に関するものでございますが、そのいずれもがそれぞれの条例の廃止に伴い、関連条例の改正が必要となるものがありました。

これにより、訂正を求めるものでございまして、訂正の内容につきましては、関連条例を改正する規定をそれぞれの廃止条例の附則に追加をするものでございます。

訂正後の議案は、別紙議案のとおりでございまして、追加となる部分には下線を引いてお

ります。

説明は、以上でございます。何とぞ訂正の許可をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 訂正理由の説明を終わります。

会議の議題となった事件の訂正については、新十津川町議会会議規則第20条第1項において、議会が許可をすることにより行える規定となっておりますので、順を追って皆さんにお諮りをいたします。

まず、議案第16号の訂正についてお諮りいたします。

説明があったとおり、議案第16号の訂正を許可することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号の訂正を許可することに決定いたしました。

次に、議案第19号の訂正についてお諮りします。

説明があったとおり、議案第19号の訂正を許可することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号の訂正を許可することに決定をいたしました。

それでは、訂正後の議案書を配付いたしますので暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

---

◎議案第16号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第16号、新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止についてを議題といたします。

議案第16号は、3月10日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっておりますが、先ほど議案の訂正を許可いたしましたので、その部分について内容の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） 議案第16号、新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止について、修正議案の内容のご説明をいたします。

議案書は、修正の173ページをご覧ください。

今回、新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例を廃止するに当たり、当該条例を引用する条例として、新十津川町住宅改修促進条例がございましたので、この条例を一部改正するものでございます。

新旧対照表13ページの議案第16号関係資料もお開き願います。

附則の第3項により、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正を行うもので、第5条第

2項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上、修正議案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第17号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第17号は、3月10日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明が終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。2点お伺いいたします。

現在の機能回復訓練室の利用状況、どのような使われ方をしているかというのが1点目です。

2点目は、今回、研修室とすることにあたり、こののち室内の改修ですとか、テーブル等の備品の購入をする必要が生じるのかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えします。

まず1点目の機能回復訓練室の利用状況ということで、まずお答えさせていただきます。

機能回復訓練室につきましては、主に麻雀部会等の高齢者部会が使われるということで、現在は使われております。また、社会福祉協議会との会議等でも利用しております。一

般開放は行っていない状況でございます。

もう1点の2点目の室内の改修についてでございます。

改修につきましては、今現在フローリングでなっております、そのままの利用の仕方ということで考えておりますので、改修はございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、よろしいですか。

もう1点あります。

○保健福祉課長（長島史和君） 併せて、申し訳ございません。備品の購入も同じく考えてございません。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第18号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第18号は、3月10日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第19号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

議案第19号は、3月10日の定例会議で提案理由並びに内容の説明を終わっていますが、先ほど議案の訂正を許可いたしましたので、その部分について内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは議案第19号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について、修正議案の内容の説明をいたします。

議案の179ページをお開きください。

今回、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止するに当たり、当該条例を引用する条例といたしまして、新十津川町公の施設の使用料等減免条例がございました。このことから、この条例を一部改正するものでございます。

それでは、併せて15ページの議案第19号関係資料、新旧対照表をお開き願います。

附則の第2項により、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正を行い、第2条、定義の第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上、修正議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます

○議長（笹木正文君） 以上で、内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

◎予算審査特別委員会審査報告

○議長（笹木正文君） 日程第8、予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和3年度予算に関連する条例案並びに一般会計予算ほか4特別会計予算につきましては、3月10日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会委員長よりお願いをいたします。

西内予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 西内陽美君登壇〕

○予算審査特別委員長（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、予算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

3月10日の定例本会議において、本委員会に付託されました議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定について。

議案第20号、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出予算。

議案第21号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出予算。

議案第22号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算。

議案第23号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出予算。

議案第24号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の経過でございますが、付託されました6件の議件を令和3年3月16日から18日にわたり、所管課長等の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての議件において原案可決すべきものとして決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（笹木正文君） 予算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

---

○議長（笹木正文君） 日程第9に入る前に、これから提案されます議案第15号、議案第20号から議案第24号までの案件につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会で審査したものであります。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りますので、よろしくお願いたします。

---

◎議案第15号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第20号、令和3年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第20号、令和3年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第21号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第21号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第22号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第22号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第23号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第23号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第24号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第24号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第15、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回定例議会終了に際し、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

3月9日の定例会開会から本日まで10日間に及ぶ第1回定例会大変お疲れ様でございました。

補正予算並びに新年度予算、さらには関連条例など21件の議案を上程させていただき、全議案を原案どおり可決決定いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、今年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症に振り回され、これまで経験したことのない困難に直面をいたしました。

昨年の第1回定例会におきましても、新型コロナウイルスのいち早い収束を切願することを申し上げましたが、今もなお感染者が発生し続けている状況に改めて新型コロナウイ

ルス感染症、さらには、変異型の発症などもあり克服する困難さはありますが、なにより、町民の皆さまの健康と命を守るべく、安全なワクチンの接種が円滑に行えるよう計画的に進めてまいりたいと考えております。

新年度に入りひと月後には新庁舎での執務が始まると同時に、議会も新たな議場で行われますので、本議場での定例会は本日が最後となるわけであります。

昭和45年から令和3年まで、実に51年間にわたり昭和、平成、令和と時代の大きく変化をしていく中で、市町村合併、行財政改革、徳富ダム建設、JR札沼線廃線問題など、さまざまな事案をこの議場で議論を交わし決定をしてきたことで、現在の新十津川があるわけであります。

改めて、半世紀以上にわたり重要案件を決定した中枢施設である議場に感謝を申し上げたいというふうに思いますし、これまでの間、携わっていただいた議会議員、さらには、それぞれ行政側においても歴代の理事者、管理職においても同じようにここで議論をしたことに感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。

そして、開町131年となる令和3年度は、新庁舎供用開始という歴史的な記録に残る年として足跡をしっかりと残しながら後生に誇れるまちづくりへと着実に歩みを進め、未来を担う子供達へと繋いでいかねばなりません。

そのような中この度は、令和3年度の計画たる予算を審議いただき、原案どおりに予算案を可決いただきましたので、その進むべき目標を共有できたものと考えております。

今後、今年目標達成に向けて議員各位のご支援、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

結びになります。議員各位に深いご理解をいただき第1回定例会に上程させていただきました全議案を原案どおり可決いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げますとともに、令和3年度が町民の皆さまにとっても、町にとっても、素晴らしい一年になるよう心よりご祈念申し上げ、第1回定例会終了に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

第1回定例議会終了に当たりまして、私の立場からも一言お礼を申し上げたいと思います。

今年の冬は記録的な降雪により本当に大雪にみまわれました。そんな中で第1回定例会は、我々議会関係者にとりまして待ち遠しい春を予感させてくれます。

昨年春、第1回定例会頃の3月18日の新型コロナウイルスの新規感染者数は、全国で42名でありました。その時点では北海道知事から新型コロナウイルス緊急事態宣言が出されていたために、行政執行方針、教育行政執行方針、各種報告等を書面で行い、一般質問も自粛という形を取らせていただきました。

そして、昨日の新規感染者数は、昨年の36倍あまりに当たります1,536人となっております。にもかかわらず、今回の定例会では、行政執行方針、教育行政執行方針、そして、一般質問と予定どおり行うことができました。

コロナに対する慣れということもありますけれども、きっと皆さんがコロナ禍での対応策を少しずつ学習、そして理解され克服に向けて前に進んでいるんだなというふうに思い

ます。

先ほど町長の挨拶にもありましたけれども、今回のこの定例議会は本議場での最後の定例会というふうになりました。次回の6月第2回定例会からは新庁舎へ移ることになります。

昭和45年以来、半世紀にわたり町の進路を決定してきたこの議場に対して労いの気持ちを込めて、定例会終了後、皆さまとその歴史を語り合う懇談の場を設けたかったというのが本音であります。コロナ禍により断念を余儀なくされてしまいました。

今後は、定例会で可決した新年度の予算を着実に執行し、コロナ禍に影響されないような町内経済を保ちつつ、全町民の生活が平穏で豊かになることとコロナ禍の早期収束を願っております。

今定例会は予算審査特別委員会を含む10日間という長い日程で本当にご苦労さまでした。そしてもう一つ、残念ながら期間中一人の議員が病欠という状態が続きました。その井向議員においては、病気の早期回復とできるだけ早い議会復帰を心から祈っております。

結果的に今定例会も多少変速的な日程となりましたが、議員の皆さま、理事者の方々、そして、職員の皆さまのご協力によりまして、議件はすべて予定どおり議了させていただきました。

改めて、お礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第1回新十津川町議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員